

# 徳島市行財政改革推進プラン 2018

(見直し案)



# 第1部

## 行財政運営の基本構想

(見直し)

# Ⅰ これまでの行財政改革の歩み

## 1 行財政健全化の推進

本市では、平成 17 年 2 月の「財政危機宣言」を踏まえ、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、平成 17 年 12 月に「徳島市行財政健全化計画 2005」（平成 18 年度～21 年度。以下「第 1 期計画」という。）を策定し、79 の具体的な取組項目を実施しました。

その成果として、職員数では、外部委託の推進や公の施設への指定管理者制度の導入等により、削減目標数 251 人を 8 人上回る 259 人を削減するとともに、財政面では、徹底した歳入確保及び歳出抑制により、計画額 152 億円を 39 億円上回る 191 億円の財源を確保し、懸念されていた財政再建準用団体への転落を回避することができました。

また、平成 22 年 3 月に策定した「第 2 期徳島市行財政健全化計画 2010」（平成 22 年度～25 年度。以下「第 2 期計画」という。）では、第 1 期計画で取り組んできた健全化の歩みを停滞させることなく、更なる行財政健全化を効果的・効率的に推進するため、56 の具体的な取組項目を実施しました。

その成果として、職員数では、削減目標数 70 人を 2 人上回る 72 人を削減するとともに、財政面では、安定的・弾力的な財政構造への転換に向けた取組により、約 60 億円の基金残高（財政調整基金・減債基金）を確保しました。

## 2 行財政力強化の推進

これまでの健全化の取組だけでなく、様々な「力」を強化しながら、次のステージへと進むため、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向けて、平成 26 年 3 月に「徳島市行財政力強化プラン 2014」（平成 26 年度～29 年度。以下「強化プラン」という。）を策定し、安定的な財政運営や職員配置の適正化への取組と併せて 4 つの基本的な方針に基づく 38 の取組項目を実施してきました。

その成果として、職員数では、44 人を削減するとともに、財政面では、平成 29 年度決算において、財政中期展望における基金充当後の累積収支 31 億円を上回る 57 億円の基金残高を確保しました。

### 3 行財政改革の推進

このように、平成 18 年度以降、3 次にわたり行財政運営に関する取組を実施し、行財政健全化や行財政力の強化に取り組むことで、職員数の削減、基金残高の確保、市民サービスの強化などで一定の成果を挙げてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化に伴う社会環境の変化等は急激に加速し、主要財源である市税等の一般財源収入の大幅な伸びが期待できない一方で、社会保障関係費の大幅な増加や、老朽化に伴う公共施設等の改修、更新に多額の経費が必要となることが見込まれることから、これまで以上に財政構造の改善に主眼を置いた行政運営を行うことが必要となりました。

このように厳しい財政状況を鑑み、将来にわたって健全な行財政基盤づくりを行うため、平成 30 年 3 月に「徳島市行財政改革推進プラン 2018」（平成 30 年度～令和 3 年度の 4 か年計画。以下「推進プラン」という。）を策定し、持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して取り組んでいるところです。

#### ■ これまでの計画の主な取組成果

計 画	主な取組成果
第 1 期計画 (平成 18 年度 ～21 年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 259 人の職員数削減</li><li>・ 191 億円の財源確保</li><li>・ 新窓口の開設（母子・乳幼児コーナーや証明コーナーの開設、フロアマネージャーの配置等）</li><li>・ 市民参加基本条例の制定・実施</li><li>・ 職員提案制度の実施</li></ul>
第 2 期計画 (平成 22 年度 ～25 年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 72 人の職員数削減</li><li>・ 約 60 億円の基金残高の確保</li><li>・ 休日窓口の開設</li><li>・ 支所での税務証明書の発行</li><li>・ コンビニエンスストアでの市税等の収納</li></ul>
強化プラン (平成 26 年度 ～29 年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 44 人の職員数削減</li><li>・ 財政中期展望における基金充当後の累積収支 31 億円を上回る 57 億円の基金残高の確保（平成 29 年度決算）</li><li>・ さわかすみ運動や窓口総合勉強会の実施</li><li>・ 子ども・子育ての相談窓口やポータルサイトの開設</li><li>・ コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付</li><li>・ ホームページの全面リニューアル</li><li>・ 国民健康保険料等のペイジー口座振替受付サービスの開始</li><li>・ 市民病院内にがんセンターや患者支援センターの設置</li></ul>

計 画	主な取組成果
推進プラン （平成 30 年度 ～令和 3 年度） のうち 計画当初の 3 年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 累計 30 人の職員数削減（令和元年度末）</li> <li>・ 財政健全化フレームにおける累積財源確保計画額 26 億円を上回る 36 億円の財源確保（令和元年度決算）</li> <li>・ 避難行動要支援者の個別計画策定を促進</li> <li>・ マイナンバーカードの普及促進</li> <li>・ 公共下水道事業への地方公営企業法の全部適用、上下水道局への統合実施</li> <li>・ ふれあい収集の実施</li> <li>・ 産官学との連携事業の推進（包括連携協定の締結）</li> <li>・ ごみ収集業務の一部や学校給食調理業務の外部委託を推進</li> <li>・ 時差出勤制の試行導入</li> <li>・ 徳島東部地域 DMO（イーストとくしま観光推進機構）を中心とした観光地域づくり</li> <li>・ 4 言語対応の公式観光サイト「Fun! Fun! とくしま」を開設</li> <li>・ 予算編成に枠配分予算方式を導入し、各部局内の調整機能を強化</li> <li>・ 事務事業の総点検に係る専門部会を設置し、全事務事業をゼロベースで見直し（105 事業、3 億 1,400 万円を削減）</li> <li>・ 納税コールセンターの開設</li> <li>・ モバイルレジによる市税等の収納</li> <li>・ 差押物件のインターネット公売や、県・市合同公売会を実施</li> <li>・ 徳島市産業支援交流センターを開館</li> <li>・ スマホ定期券の販売を開始</li> <li>・ 未利用財産の処分や広告媒体の拡大による更なる財源の確保</li> <li>・ ネーミングライツ制度の本格導入や、クラウドファンディングの実施による新たな財源の確保</li> <li>・ ふるさと納税の推進</li> <li>・ 市立教育・保育施設の再編計画推進</li> </ul>

## II 本市を取り巻く環境の変化と課題

### 1 社会情勢の変化と課題

#### (1) 本格的な人口減少社会の到来

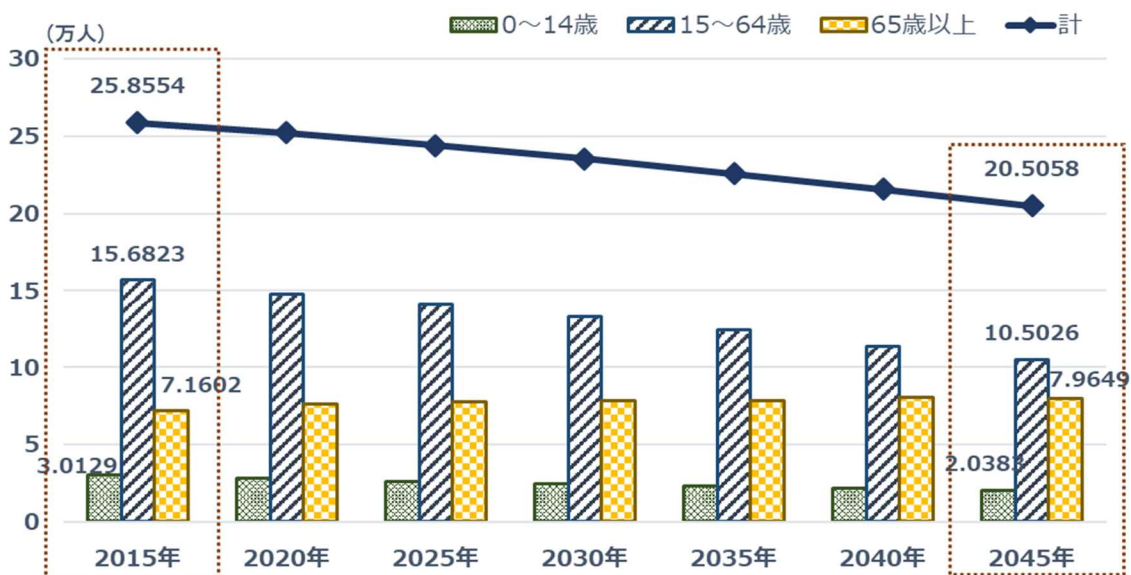
平成 27 年（2015 年）の国勢調査では、調査開始以来、初めて日本の総人口が減少しました。また、令和元年（2019 年）には、年間出生数が 86 万 5 千人と過去最少を記録し、政府は、「令和 2 年版少子化社会対策白書」において、この現状を「86 万ショック」と呼ぶべき状況であると改めて危機感を表現しました。

人口減少は地方において特に深刻であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市人口は、令和 27 年（2045 年）に約 20 万 5 千人まで減少すると推測されています。

出生数の減少と死亡数の増加を背景とした人口減少に伴う影響は、地域産業の衰退や地域コミュニティの担い手不足による機能低下が想定されるだけでなく、生産年齢人口の減少に伴う、市税等、一般財源収入の減少や、また、高齢化社会の到来による社会保障関係費の大幅な増加が想定され、一段と厳しい財政状況による市民サービスの低下が懸念されます。

このため、本格的な人口減少社会の到来に対して、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すためには、東京一極集中を是正し、地域の躍動につながる産業・社会の活性化を推進していくことが、地方創生への重要な課題となります。

#### ■ 徳島市の将来推計人口



(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## (2) 激甚化・頻発化する自然災害への対応

今後 30 年以内に 70%~80%の確率で発生すると言われている南海トラフ地震に加え、近年、大型台風や豪雨による大規模水災害が多発するなど、いつ起こるか分からない自然災害のリスクに備え、防災・減災・国土強靱化についてデジタル化・スマート化を図りつつ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する必要があります。例えば、自治体が収集するデータと、民間が運営するシステム上で公開されているデータ（水位・潮位・交通・気象）などを一か所で蓄積・集約することで、短時間での集中豪雨による浸水被害や土砂災害などを予測できることにつながり、こうしたデジタル技術を活用した危機管理体制の充実のもと、市民の命と暮らしを守るために、リアルタイムでスピーディに正確な情報を確実に伝達することが重要です。

また、「公助」だけで対応することが不可能となる大規模災害において、自らの安全は自らで守る「自助」や、地域コミュニティにおける相互の助け合い「共助」は、とても効果的な対応策であり、地域で取り組む防災対策は、引き続き推進していく必要があります。

## (3) Society5.0 の推進による地域の魅力創出

国は、Society5.0 の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）の活用により、地域の機能やサービスを効率化・高度化し、地域課題の解決及び地域の魅力向上を図ることが重要であるとともに、未来技術を地域の特性に応じて有効に活用することが、地方創生を推進するとしています。

今後は、本市においてもこれまで以上に、AI・RPA等を活用した効率的な行財政運営を推進するとともに、ICTやマイナンバーカードの利活用を促進し、利便性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

## (4) リモートワーク推進等による移住等の推進

国は、多くの人テレワークを経験し、地方移住や、副業、ワーク・ライフ・バランスの充実への関心の高まりがみられるなど、国民の意識・行動が大きく変容してきている、この機会を逃すことなく、民間企業のしごとの地方移転と社員等の地方移住を推進するとしています。

また、地方におけるサテライトオフィスの開設、リモートワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、若者を惹きつけるような魅力のあるしごとを地方につくりだすとともに、地方の魅力を高めることで、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するとしています。

このように、本市においても、新しいひとの流れを作り出し、転入者数を増加させるためには、地域のブランド力を高めることで企業誘致を推進し、また、若年層が就労・移住しやすい環境を整備することで、ひとを、惹きつけるような魅力的な地域を作り出していくことが不可欠です。



## (5) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

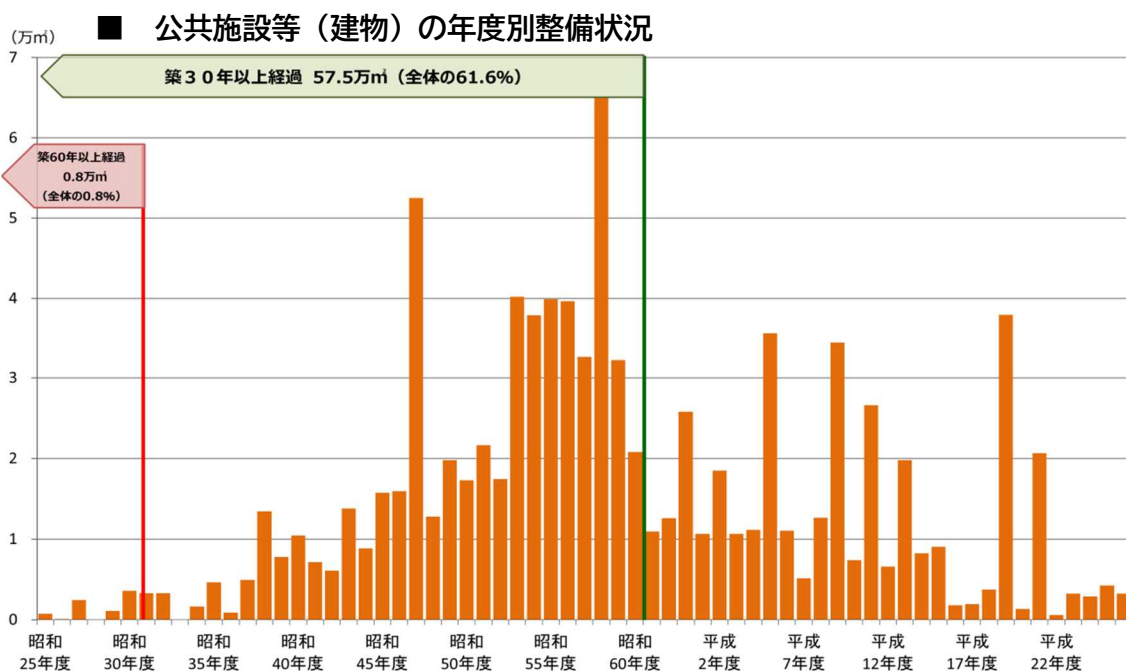
国は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を基本理念とする「SDGs」の理念に沿って、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進することで、政策の効率化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるとしています。

本市においても、産官学による連携推進の拡大や、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として、自ら積極的に地域課題解決に参画するなど、「SDGs」を原動力とした地方創生を推進することによる持続可能なまちづくりに取り組むことが求められています。

## (6) 公共施設等のマネジメント

本市では、公共施設等の管理に関する基本方針を定めた「徳島市公共施設等総合管理計画」（平成29年度～令和8年度。以下「総合管理計画」という。）を平成28年12月に策定しました。この計画において、本市の公共施設等（建物）のうち、築30年以上経過したものが延床面積全体の60%程度を占めており、近い将来、一斉に老朽化に伴う大規模改修・更新の時期を迎えることとなります。

今後は、社会環境の変化や厳しい財政状況を踏まえながら、長期的な視点を持って計画的に施設の改修や更新、規模の適正化を進めるため、総合管理計画に基づき策定された個別施設計画により、公共施設等の長寿命化、同類施設の統廃合を含む保有量の適正化、施設運営方法の最適化・効率化に向けて、計画的に早急に取り組む必要があります。



## 2 国の政策

### (1) 将来にわたり「活力ある地域社会」の実現を目指す

国は、令和元年12月に閣議決定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期「総合戦略」という。）において、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京一極集中」の是正を共に目指し、2020年度を初年度とする今後5か年において、地域経済・生活の再興に向けての施策を推進していくとしています。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、テレワークなどの経験により、地方移住や、副業、ワーク・ライフ・バランスの充実への関心の高まりなど、これら国民の意識・行動の大きな変化を逃すことなく、地方創生の実現に向けた取組を加速化させ、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めつつ、ポストコロナ時代の「新たな日常」に向けて、東京一極集中の是正、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組の強化を図ることが求められています。

### (2) 「新たな日常」の実現

国は、令和2年7月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」（いわゆる「骨太の方針」）において、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備を強力に推進し、通常であれば10年掛かる改革を、将来を先取りする形で一気に進めるとしています。

本市においてもマイナンバーカードの利便性を向上させるとともにICTの利活用を促進し、オンライン申請等をはじめとしたデジタル化による市民サービスの向上や、業務システムのパッケージ化による事務事業の効率化など、次世代型行政サービスの推進が重要な課題になります。

### (3) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

新型コロナウイルス感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き始めたことに伴い、政府は、デジタル化の活用をはじめ、動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、「新たな日常」の構築による質の高い経済社会の実現を目指すとしています。

あわせて、地方には国と連携し、複数地方自治体による広域的な対応を可能とする公共サービスの広域化・共同化を進め、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行政制度を構築することが求められています。

こうした経済・財政一体改革を推進するに当たり、政策目的を明確化したうえで、合理的根拠に基づく予算の重点化や、複数年にわたる取組等の予算編成との結びつきを強化するなど、ワイズスペンディングを徹底し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくことが、地方行政運営でも重要となります。

### 3 新たな「徳島市総合計画 2021」

#### (1) 策定の趣旨

本市では、平成 29 年度から 10 年間のまちづくりの指針となる「徳島市まちづくり総合ビジョン」（以下「総合ビジョン」という。）を平成 29 年 3 月に策定し、市政運営を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、近年、人口減少問題の深刻化、激甚化する自然災害のリスクに加えて新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクの発生、これらに伴う財政状況の更なる悪化など、本市を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しており、深刻化・多様化する政策課題への対応が喫緊の課題となっています。

こうした中、経済や社会に大きな変化をもたらす A I や 5 G など技術革新の急速な進展、誰一人取り残されることなく生きがいを感じることのできる包摂性のある社会を目指す「SDGs」の推進など、新たな時代の潮流を捉えた市政の推進が求められています。

このような社会情勢の変化に、スピード感を持って、柔軟かつ的確に対応できる徳島市とするために、現状をしっかりと把握し、新しい将来像や目標・方向性を定め、総合ビジョンに代わる市政運営の指針を示す必要があるとして、「徳島市総合計画 2021－水都とくしま「新創造」プラン－（以下「総合計画」という。）」が策定されます。

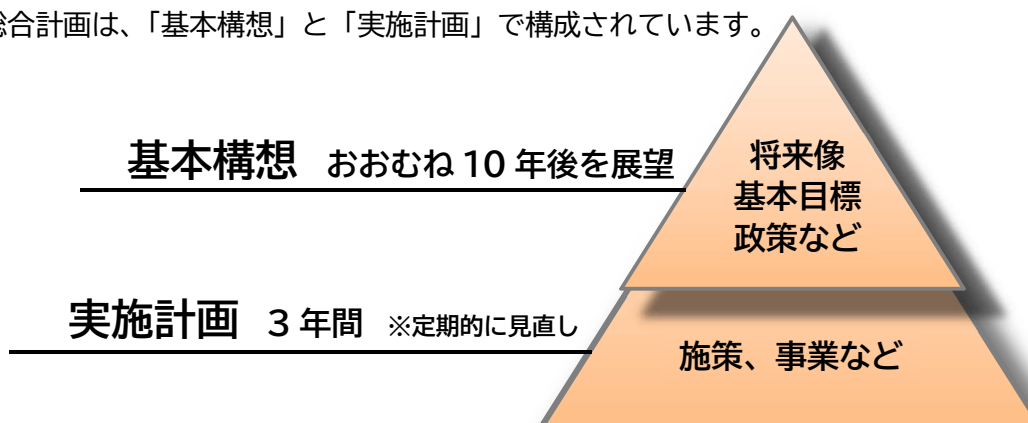
#### (2) 総合計画の役割

総合計画は、本市の目指すべき将来像やその実現に向けた基本目標等を明らかにし、市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくために策定する本市の最上位計画と位置付けられる計画です。

今後も、市民が真の「豊かさ」を実感し、将来に希望が持てる市政の実現を目指した行財政運営を行うために、総合計画は重要な役割を担っています。

#### (3) 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」と「実施計画」で構成されています。



#### (4) 将来像

# わくわく実感！水都とくしま

「本市ならではの魅力があふれ、誰もが『このまちが好き』と感じられるわくわくするまち」を目指します。

#### (5) まちづくりの基本目標・政策

**基本目標①** 誰一人取り残さない！希望あふれるまち「とくしま」の創造  
＜未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って健やかに暮らせるまち＞

政策1：子どもたちが健やかに育ち、生きる力を育むまちづくり

政策2：誰もが生涯にわたり元気で健康に暮らせるまちづくり

**基本目標②** 多様性を認め合える！個性あふれるまち「とくしま」の創造  
＜一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を発揮して、誰もが活躍できるまち＞

政策3：誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現するまちづくり

政策4：市民一人ひとりがいきいきと輝くまちづくり

**基本目標③** 強靱で未来へと続く！安心あふれるまち「とくしま」の創造  
＜災害に強く環境と共生する持続可能で、誰もが安全・安心に暮らせるまち＞

政策5：市民の生命や安全な暮らしをまもるまちづくり

政策6：豊かな自然環境と快適な生活環境が充実した住みやすいまちづくり

**基本目標④** 地域経済を牽引する！活力あふれるまち「とくしま」の創造  
＜人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、誰もが躍動するまち＞

政策7：市民の豊かな暮らしと社会を支える経済基盤を確立するまちづくり

政策8：まちのにぎわいと人の流れを創出するまちづくり

## 4 財政状況

### (1) 本市の財政状況

令和元年度の一般会計決算は、市税をはじめとする主要一般財源収入が減少する一方で、社会保障関係費等で構成される民生費が大幅に増加したことなどにより、収支の不足を補うために財政調整基金を 6 億円取り崩しました。

このことにより、実質収支では約 3 億円の黒字を保ちましたが、財政調整基金の繰入等を除く実質単年度収支は約 3 億円の赤字となりました。

近年の決算では、赤字を埋めるために財政調整基金及び減債基金からの繰入を行うことが多く、平成 27 年度末で約 70 億円あった基金残高が、令和元年度末には 54 億円と、4 年間で約 16 億円、約 23%減少しています。

また、財政構造においても、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率（義務的経費等の経常経費に、市税等の経常的な一般財源が充当された割合）が高い水準で推移しており（令和元年度決算速報値：96.7%）、財政の硬直化が進行している状況となっています。

### (2) 今後の収支見通し

今後の財政状況については、歳入面では生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退などにより、市税など自主財源の大幅な減少が見込まれる一方、歳出面では景気後退や高齢化の進展等により扶助費の増加が見込まれるほか、公共施設の老朽化に伴う維持補修経費や改修経費の需要増が見込まれており、さらに厳しさを増すことが想定されます。

こうした状況下にあっても、社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、住民に安心・安全な暮らしを提供し続ける必要があることから、現在の財政状況を見極めるため、収支見通しを作成しました。

その結果、令和 2 年度決算見込を踏まえた今後の財政収支は、令和 2 年度から令和 6 年度までの全ての年で収支不足が見込まれ、不足額の累計は、5 年間でおよそ 59 億円に達する結果となっています。

また、財政調整基金及び減債基金残高は、仮に財政見通しの収支不足を補うために取崩しを進めた場合、令和 6 年度には枯渇する見通しとなっており、現状のままでは、極めて厳しい財政状況になることが予測されます。

## ■ 中期財政収支試算（一般会計・事業費ベース）

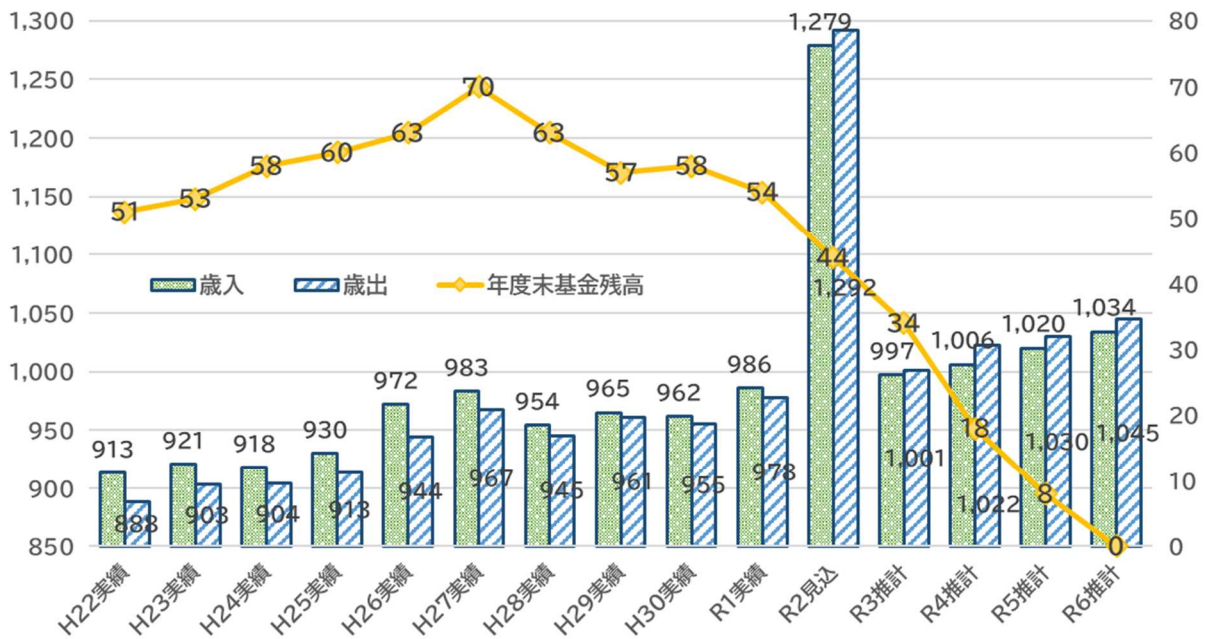
（単位 億円）

	【実績】			【見込】	【推計】				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
歳入 A	965	962	986	1,279	997	1,006	1,020	1,034	
歳出 B	961	955	978	1,292	1,007	1,023	1,030	1,046	
財源不足額 A-B	▲ 5	4	▲ 3	▲ 12	▲ 10	▲ 16	▲ 9	▲ 11	
累積収支 (基金充当後)	基金取崩 額7	基金取崩 額0	基金取崩 額6	▲ 12 (44)	▲ 22 (33)	▲ 38 (18)	▲ 48 (8)	▲ 59 (▲ 3)	

※（基金充当後）は、累積収支に財政調整基金及び減債基金を充当した後の収支です。  
端数処理の関係で計が合わないところがあります。今後の経済情勢等により変動します。

## ■ 決算額と基金残高の推移

（単位：億円）



### Ⅲ 計画の概要

#### 1 行財政運営の基本理念

本市では、これまでの第1期計画及び第2期計画に基づき、財源確保や定員の適正化等に取り組み、行財政健全化において一定の成果を挙げたのち、引き続き、強化プランでは、これまでの健全化の取組だけでなく、これらの成果を土台に職員力や組織力等の様々な「力」の強化に取り組んできました。

また、平成30年4月からの推進プランでは、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、将来にわたり健全な行財政基盤づくりを行うため、更なる行財政改革に取り組んでいくところです。

一方で、国全体が新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現を目指す中、今後も多くの地方自治体は、人口減少や高齢化の更なる進行、東京一極集中による地域格差の拡大及び激甚化・頻発化する自然災害や感染症等への対応など、ますます厳しい外部環境にさらされることとなります。

本市においても、人口減少や高齢化に伴う生産年齢人口の減少などによる、市税等の一般財源収入の大幅な伸びが期待できないとともに、社会保障関係費である扶助費の増加や、老朽化に伴う公共施設等の改修・更新に多額の経費が必要となることを見込まれ、極めて厳しい財政状況となることが予測できます。

しかしながら、地方自治体の使命は、「住民の福祉」であり、どのような状況下にあっても住民の安全・安心な生活を守り、確保し続けなければなりません。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観にまで、多方面に波及してきています。

私たちは、この局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、東京一極集中の是正による地方創生に向け、「新たな日常」構築の原動力となるような行財政運営を行わなければなりません。

これらのことから、財政構造の改善に主眼を置き、市税等の自主財源の確保や受益者負担の適正化を促進し、更なる行財政改革にスピード感を持って取り組むことで、持続的な成長が実現する市政を目指します。

また、全ての事業に対し「選択と集中」を推進し本市の財政状況に即した行政運営を行うことにより、引き続き質の高い市民サービスを継続的に提供することで、市民が真の「豊かさ」を実感し、将来に希望が持て、さらには「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指します。

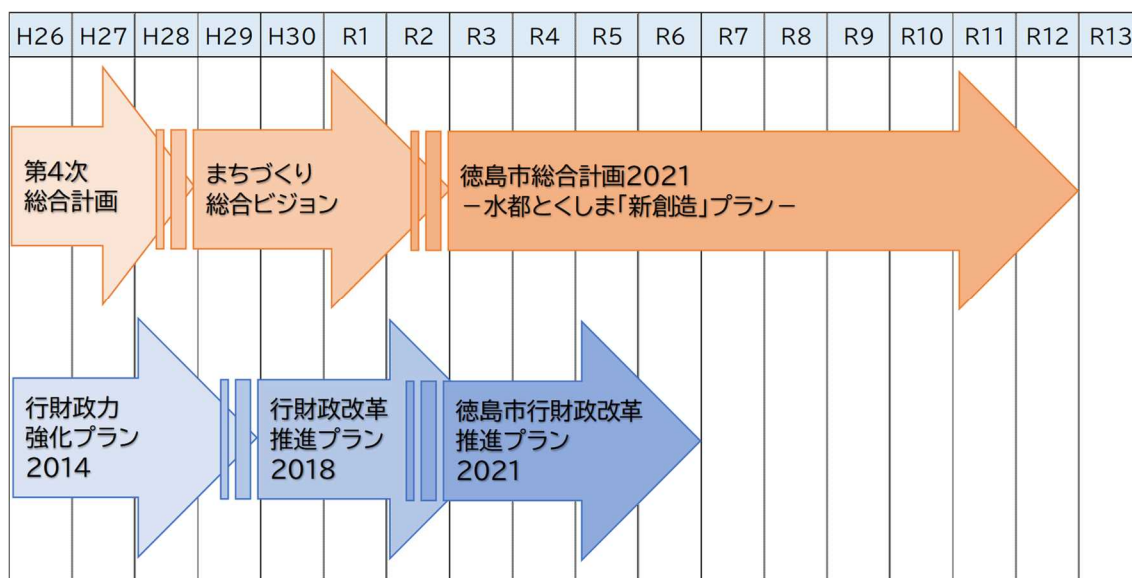
## 2 見直しの趣旨

行財政運営の基本理念に基づき、本市を取り巻く様々な課題や、環境変化等に柔軟に対応するとともに、総合計画の基本構想で掲げる「将来像」を実現するためには、3つの方針からなる「行政運営方針」を具体化させ、更なる効果的で効率的な行財政運営のもと、政策の実現を支える健全な行財政基盤が不可欠となります。

このことから、引き続き、持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指すため、現行の「徳島市行財政改革推進プラン 2018 ～持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して～」の考え方や推進方策等については基本的に継承しつつ、「徳島市行財政改革推進プラン 2021 ～『質』の高い持続的成長の実現～」に見直すことで、「新たな日常」構築の原動力とし、将来を見据えた行財政改革を推進します。

## 3 計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 7 年間に変更します。



## 4 計画の対象

全部局を対象とします。



## 5 基本方針

総合計画に掲げる行政運営方針を基本方針として、行財政改革を進めます。

### 基本方針1 市民参加の推進

- ◆誰一人取り残されることのない包摂的な社会の実現
- ◆誰もが活躍する地域社会の推進
- ◆多種多様な主体と連携した市民が主役のまちづくり

### 基本方針2 行政運営機能の強化

- ◆「新たな日常」に対応したデジタル化の推進
- ◆ICTの利活用による次世代型行政サービスの推進
- ◆民間活力の積極的な活用
- ◆女性が活躍し希望をかなえる環境整備
- ◆新しい時代の流れを力にかえる職員力の向上
- ◆県や近隣自治体との広域連携の推進

### 基本方針3 健全な行財政基盤の確立

- ◆市税等の自主財源の確保
- ◆受益者負担の適正化
- ◆事務事業の「選択と集中」
- ◆ファシリティマネジメントの推進

## IV 計画の実施方法

### 1 財政構造の改善

#### (1) 収支不足への対応（財源確保対策）

中期財政収支試算では、現状のままの財政運営を続けた場合、一定の前提条件を付した機械的試算ではあるものの、令和3年度から毎年、歳出に対し歳入が不足し、不足額の累計は、10年間で約108億円に達する見通しとなっています。

この、収支調整のすべてを財政調整基金及び減債基金の取崩しにより対応した場合、令和6年度で基金が枯渇する見通しです。

このため、歳入・歳出両面から収支不足に対する財源確保対策を講じることにより、財政調整基金等の取崩しを抑制し、収支バランスを維持することができる財政運営へと改善を図ります。

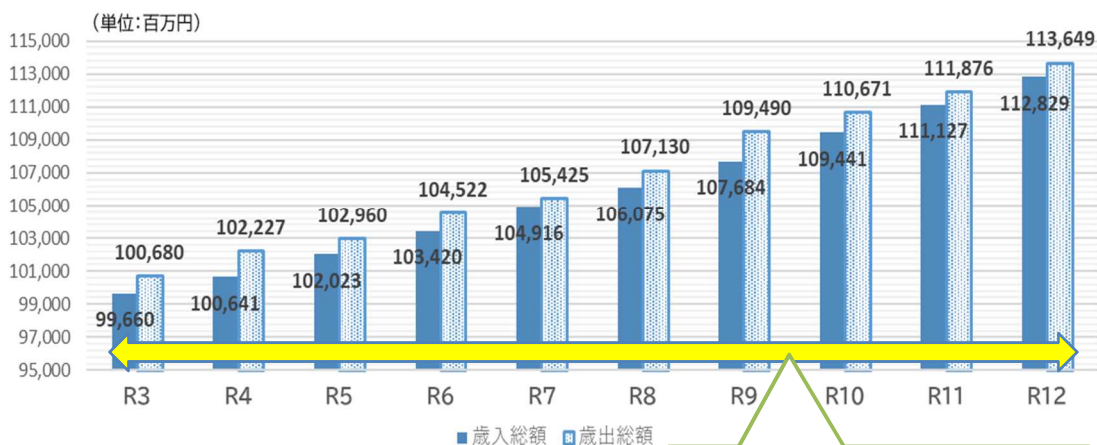
#### (2) 歳入の確保

市税等の徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の適正化を推進します。また、未利用財産の売却のほか、ふるさと納税やクラウドファンディングの実施などによる多様な財源の確保を図ります。地方債を財源とする事業については、交付税措置のある有利な地方債を活用します。

#### (3) 歳出の抑制

歳入の確保に努めながら、収支バランスを維持するため、歳出の抑制を図ります。本市の運営体制を見直すとともに、徹底した内部努力や「選択と集中」による事業の精査・見直しによる経費の削減、特別・企業会計の経営改善による一般会計からの基準外繰出金の抑制等に努めます。

【歳入・歳出の見通し】



収支不足は10年間で約108億円

#### (4) 基金に依存しない財政運営

収支不足を財政調整基金等で補てんするような対応を続ければ、いずれは基金が枯渇し、財政運営が立ち行かなくなります。

こうした状態から脱却し、基金への依存を極力抑制するためには、あらゆる手段を講じて、歳入を増加させる取組を積極的に行うとともに、その財源の範囲内で、歳出を無駄なく効果的・効率的に執行することが重要です。

歳入規模に見合った歳出規模を堅持していくことを基本とし、過度に基金に依存しない財政運営を目指します。

#### ■ 財政調整基金・減債基金残高の推移



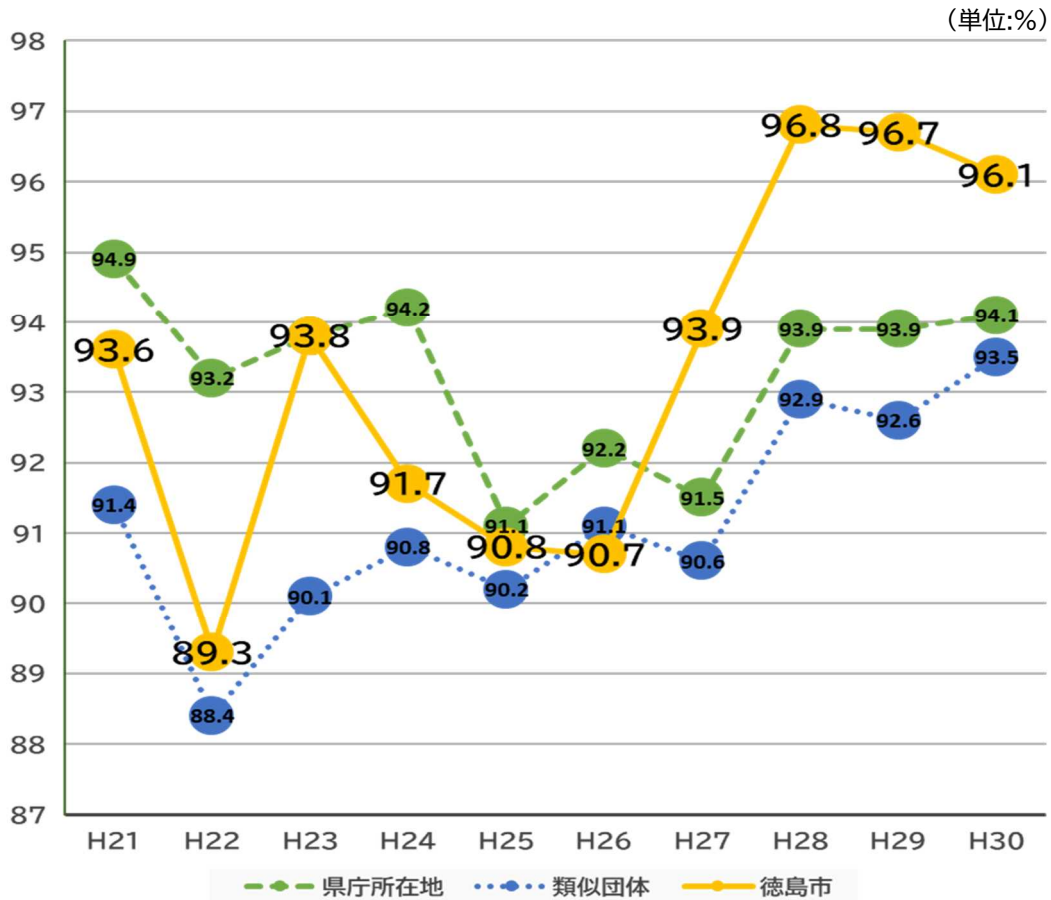
#### (5) 財政硬直化の軽減

近年、社会保障関係費である扶助費の増加に伴い、財政構造の硬直化の度合いを示す「経常収支比率」が上昇傾向にあります。数値が低いほど財政にゆとりがあり、高くなれば市の独自事業など、自由に使えるお金が少ないことを表します。

こうした傾向が加速すると、財政運営は弾力性を失い、社会経済情勢の変化や政策課題等に柔軟に対応していくことが困難になります。

経常収支比率の抑制に向け、市税の徴収強化による経常一般財源収入の拡大とともに、経常経費の一層の抑制により、財政硬直化の軽減に努めます。

## ■ 経常収支比率の推移



※経常収支比率…義務的経費（人件費・扶助費・公債費）などの経常経費に、市税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示す比率です。財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。

※類似団体…態様（規模や性質など）が似通っている市町村を一定の類型に従い、分けたものであり、同類型の団体と比較することで、各団体が置かれている財政状況を把握し、今後の財政運営の参考として活用できるとされています。

### ◆平成30年度決算における類似団体

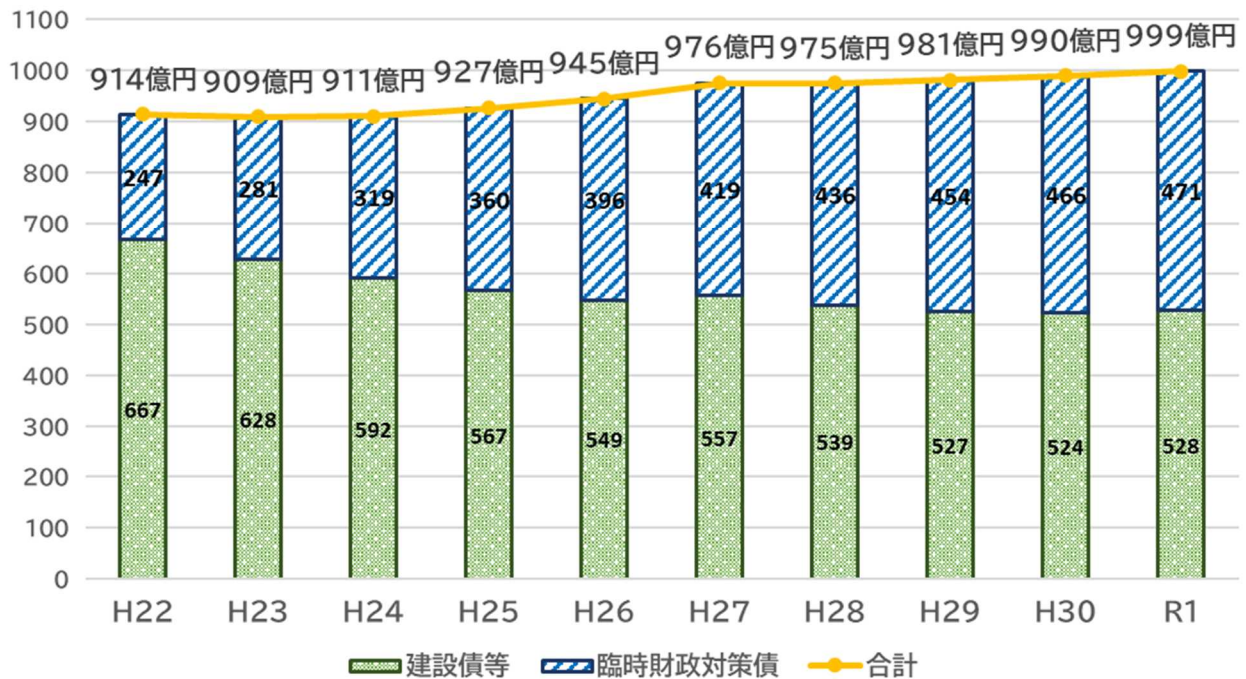
北海道釧路市、北海道苫小牧市、埼玉県狭山市、埼玉県上尾市、埼玉県新座市、埼玉県久喜市、千葉県市川市、千葉県野田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県流山市、千葉県八千代市、東京都立川市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小平市、東京都日野市、東京都西東京市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県秦野市、三重県津市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市、兵庫県川西市、山口県宇部市、山口県山口市（計29団体）

## (6) 将来負担の抑制

持続可能な行財政運営を推進するためには、計画期間のみならず、将来の財政負担の抑制を図っていくことが重要です。とりわけ、地方債の発行については、事業実施年度の負担が平準化される一方で、後年度の公債費負担の蓄積につながるため、負担の抑制に向けた計画的な対応が必要です。

このため、償還費用が全額地方交付税措置される臨時財政対策債を除く通常債の発行については、交付税措置を考慮するとともに、事業の「選択と集中」を行い、発行額を極力抑制することにより、将来の財政負担の抑制を図ります。

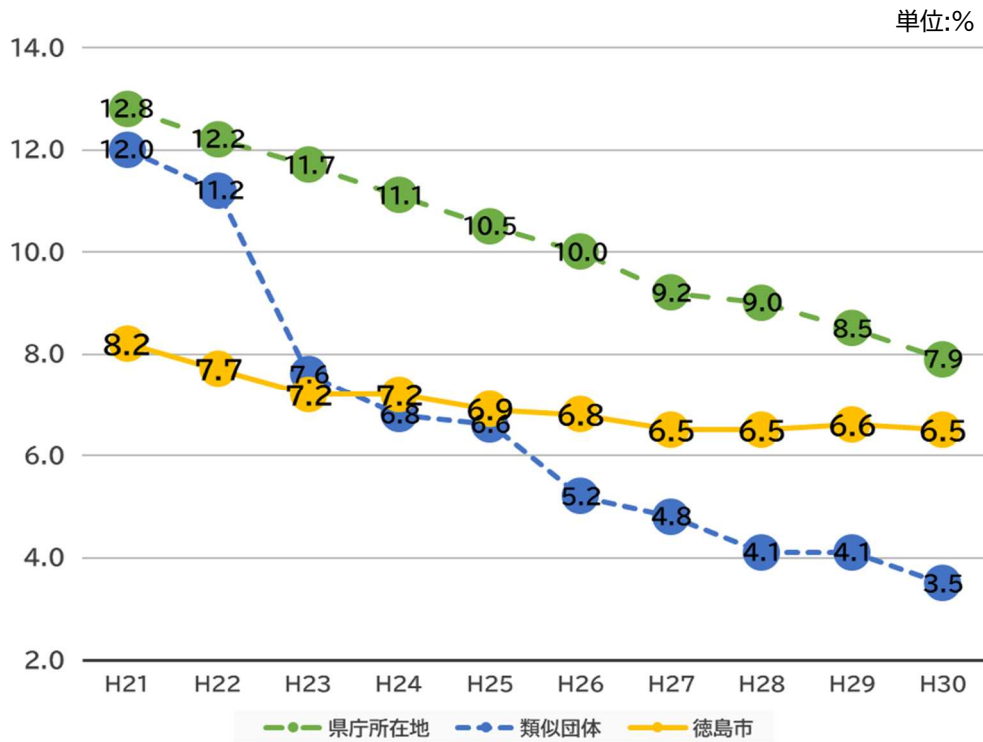
### ■ 一般会計における年度末地方債残高の推移



※地方債…自治体の借金のごとで、基本的に道路などの社会資本を整備するためのものであり、「赤字の補てん」ではなく、長く使う施設の費用を（建設するときの世代の人だけでなく）将来使用する世代の人にも公平に負担してもらうために行うものです。

※臨時財政対策債…地方一般財源の不足を補うため特例として発行される地方債です。償還費用は全額地方交付税で措置されます。

## ■ 実質公債費比率の推移



※実質公債費比率…公営企業の公債費に対する繰出も含め、地方自治体の一般財源に対する実質的な借金の比率です。18%を超える団体は地方債発行に国の許可が必要となります。

平成 28 年度市町村普通会計決算の実質公債費比率（平成 29 年 9 月総務省速報値）は、6.9%（前年度 7.4%）です。

## 2 職員配置の適正化

### (1) 定員管理の状況

本市では、より簡素で効率的な行政運営を目指し、平成 17 年度に「第 1 期定員適正化計画」を、平成 21 年度に「第 2 期定員適正化計画」を策定し、定員の適正化を進めてきました。

また、強化プランにおいては、スクラップアンドビルドを基本とした職員の再配置等による増員の抑制に努めるなど、職員配置の適正化を進めてきました。

これらの取組により、本市の職員数は平成 17 年度の 3,237 人から平成 29 年度には 2,835 人となり、402 人を削減しました。

しかし、他都市との職員数の比較では、平成 31 年 4 月 1 日現在での本市の人口 1 万人当たりの職員数は 109.2 人であるのに対し、類似団体（31 市）は 74.3 人と、本市が大きく上回っています。特に、一般行政（福祉関係）、特別行政（教育・消防）、公営企業等で大きく上回っています。

また、県庁所在都市（政令指定都市を除く 31 市）との比較でも、県庁所在都市の人口 1 万人当たりの職員数は 79.9 人と、本市が上回っている状況にあります。類似団体と同様に、一般行政（福祉関係）、特別行政（教育・消防）、公営企業等で上回っています。

### (2) 適正化の方針

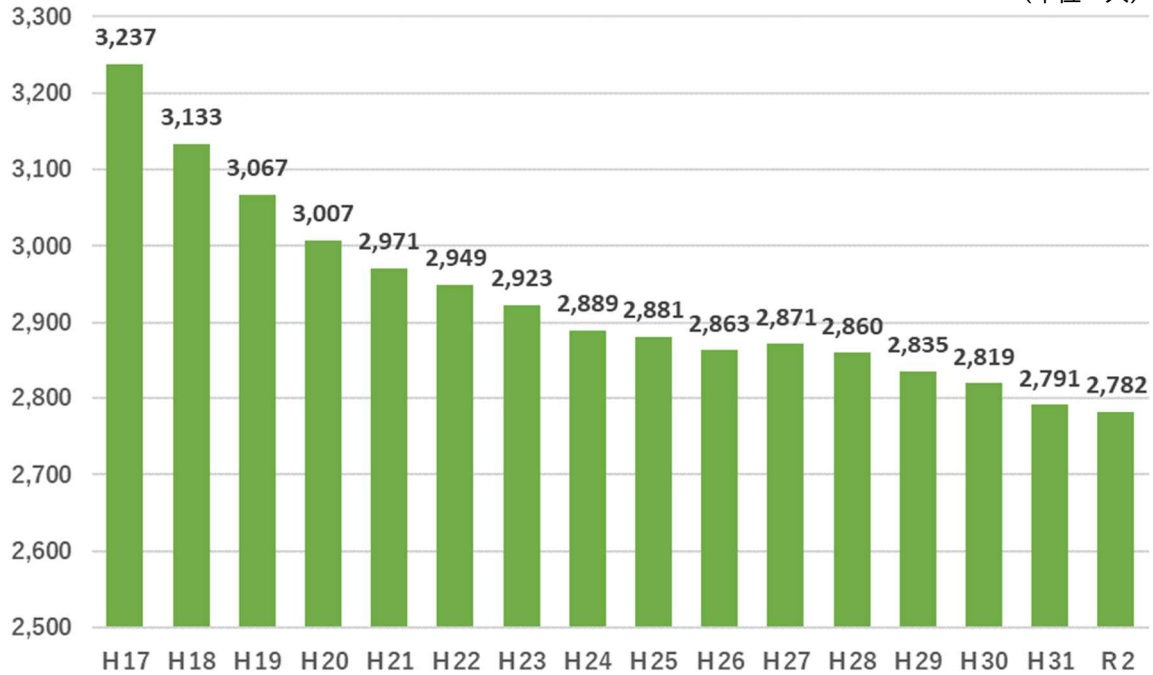
これまで本市では、多様化・複雑化する市民ニーズや国・県からの権限移譲による業務量の増加等に対応しつつ、職員数の削減を進めてきました。

しかしながら、類似団体と比較した場合には、部門別の職員数の不均衡など、いまだに不十分な状況にあります。

地方行政サービス改革の推進をはじめとした国からの要請や地方創生への対応が求められる中、限られた人員や財源を最大限活用し、持続可能な質の高い市民サービスを提供していくため、引き続き効果的・効率的な職員配置の適正化に努めます。

## ■ 職員数の推移

(単位 人)



## ■ 部門別職員数の状況

(単位 人)

区分	第1期・2期定員適正化計画			行財政力強化プラン				推進プラン		
	H17年度	H22年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	
一般行政	一般行政(福祉関係除く)	649	623	613	618	615	613	621	626	623
	福祉関係(民生・衛生)	843	745	724	729	721	709	700	684	683
	小計	1,492	1,368	1,337	1,347	1,336	1,322	1,321	1,310	1,306
	特別行政(教育・消防)	813	765	734	729	722	712	705	688	683
	下水道その他(国保事業等)※	199	171	161	161	162	165	162	163	169
小計	2,504	2,304	2,232	2,237	2,220	2,199	2,188	2,161	2,158	
企業局	水道局※	170	156	150	150	146	144	138	132	130
	交通局	110	95	74	74	68	65	62	56	52
	病院局	453	394	407	410	424	427	431	442	442
合計	3,237	2,949	2,863	2,871	2,858	2,835	2,819	2,791	2,782	

第1期計画(H17~H22)増減数【水道・交通除く】 ▲ 259

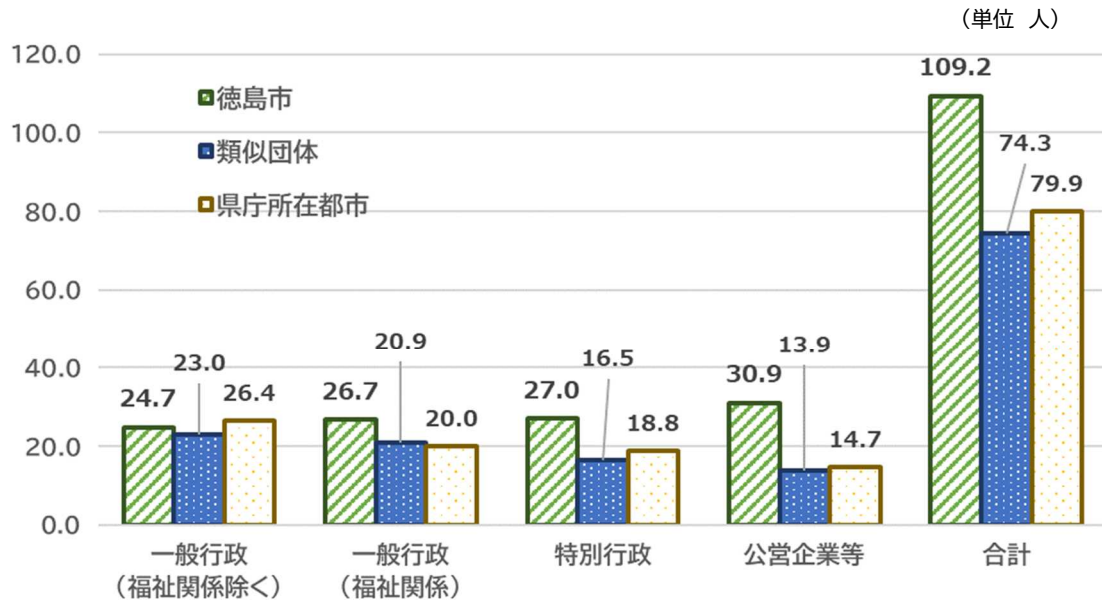
第2期計画(H22~H26)増減数【水道・交通除く】 ▲ 72

※R2年度から下水道事業と水道事業を統合し、水道局から上下水道局になったが、職員数は、今までと同様、下水道事業職員は「下水道その他」でカウントしている。水道局は水道事業職員のみをカウント。

行財政力強化プラン	対前年度増減数	—	8	▲ 13	▲ 23	▲ 16
	累計	—	8	▲ 5	▲ 28	▲ 44
行財政改革推進プラン	対前年度増減数	—	28	9		
	累計	—	28	37		



■ 類似団体及び県庁所在都市（政令指定都市を除く 31 市）との人口1万人  
 当たり職員数の比較（平成 31 年 4 月 1 日現在）



◆類似団体【平成 31 年 4 月 1 日現在 32 団体】 <徳島市含む>

北海道釧路市、北海道苫小牧市、埼玉県狭山市、埼玉県上尾市、埼玉県新座市、埼玉県久喜市、千葉県市川市、千葉県野田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県松戸市、千葉県浦安市、東京都立川市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小平市、東京都日野市、東京都西東京市、東京都東村山市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県秦野市、三重県津市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市、兵庫県川西市、山口県宇部市、山口県山口市

◆県庁所在都市（政令指定都市を除く）【平成 31 年 4 月 1 日現在 31 市】 <徳島市含む>

青森市 盛岡市 秋田市 山形市 福島市 水戸市 宇都宮市 前橋市 富山市 金沢市 福井市 甲府市 長野市 岐阜市 津市 大津市 奈良市 和歌山市 鳥取市 松江市 山口市 高松市 松山市 高知市 佐賀市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

## V 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進

#### (1) 推進方法

行政運営方針を基本とした行財政改革基本方針に基づき、新たな取組を加えた具体的な内容とする実施計画を定め、可能な限り、新たな目標数値を設定し、着実に取組を推進していきます。

#### (2) 推進体制

##### ① 行財政改革推進本部

市長を本部長とする行財政改革推進本部（部局長等で構成）を中心に、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むとともに、進行管理を行い、計画を着実に推進します。

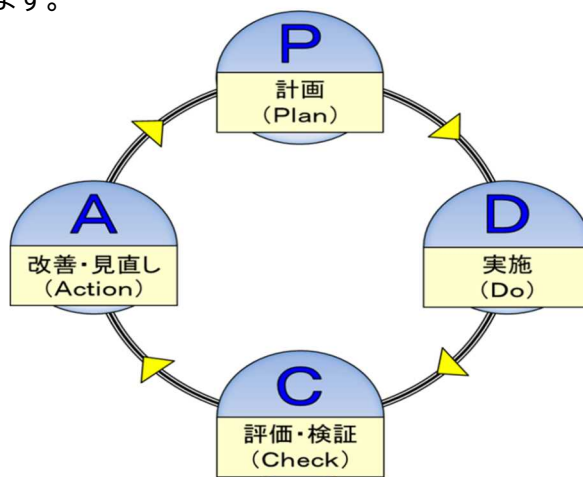
##### ② 行財政改革推進市民会議

学識経験者や各種団体代表者等で構成される行財政改革推進市民会議を開催し、進捗状況について専門的見地や市民目線での意見をいただき、取組の見直しや改革の推進につなげます。

### 2 進行管理

#### (1) PDCA

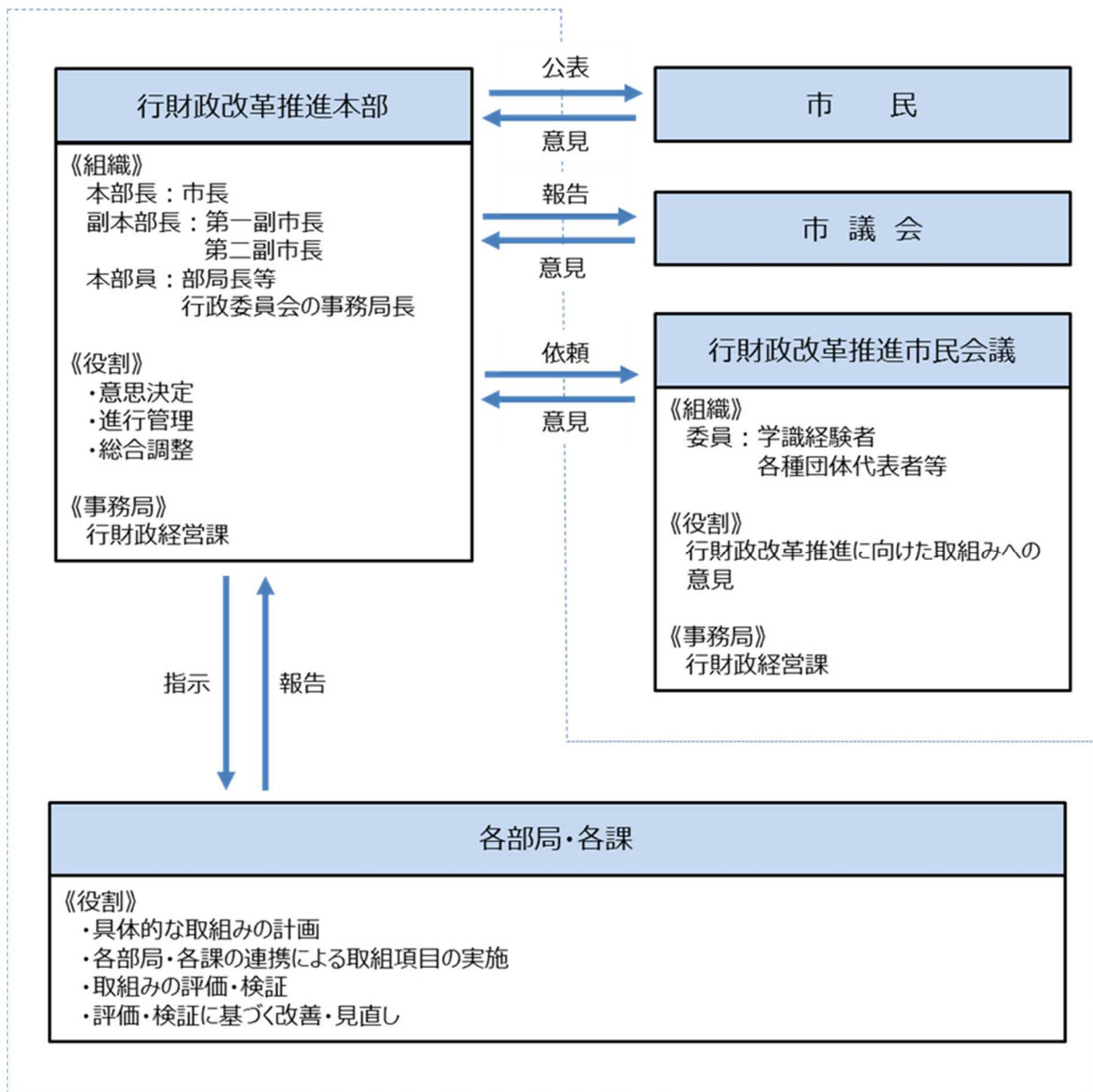
- ① 計画（Plan）、実施（Do）、評価・検証（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルにより、進行管理を行います。
- ② 年度ごとに個々の取組の進捗状況や取組内容について、評価・検証（Check）し、必要に応じた改善・見直し（Action）を行い、計画（Plan）に反映させることにより、取組内容の充実を図ります。



## (2) 進捗状況の公表

進捗状況については、市議会へ報告するとともに、ホームページや広報紙を通じて、分かりやすく市民に公表します。

### ■ 推進体制図



### 3 SDGsの推進

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030年を年限とする世界共通の17の目標です。

「SDGs」は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本においても国を挙げて積極的に取り組んでいます。そして、「SDGs」を全国的に実施するには、地域における積極的な取組が不可欠であり、地方自治体に対しても大きな期待が寄せられています。

これらの流れを汲み、本市の最上位計画である総合計画に掲げる各施策も「SDGs」に寄与するよう関連付けられていることから、本プランに掲げる取組項目についても、「SDGs」の達成に向けた具体的な取組として位置付けることとします。



# 第2部

## 実施計画

(見直し)

## I 戦略的に取り組む項目

行財政改革の推進にあたっては、第1部の3つの基本方針に基づき、戦略的に取り組む8つの項目を設定します。

### 基本方針 1 市民参加の推進

#### 戦略1 市政に参加しやすい環境づくり

- 市政情報を誰にでも分かりやすく発信・公表します。特に、本市の財政については、分かりやすく資料を作りかえ、その全てを公表し、現在の状況について市民に理解してもらえるようにします。
- 市民ニーズを的確に把握するため、積極的にSNS等を利用し、市政運営へ活用するとともに、災害時などの緊急事態における情報発信を、効果的かつ迅速に行います。

#### 戦略2 活力ある地域社会の実現

- 市民が主役のまちづくりに向け、NPO等との協働事業を支援するとともに、コミュニティリーダーの資質向上と育成を促進し、新たな地域コミュニティを核とした地域自治を推進します。
- 地区自主防災連合組織の活動を支援するほか、被災時に地域で主となり活動できる市民防災指導員や次世代の防火・防災リーダーの育成・活用を図ります。  
また、地域の実情や住民の意見を取り入れた地区別津波避難計画の策定を支援するとともに、避難所運営協議会の設立を推進するなどにより、地域住民による「自助」「共助」での自主防災への意識の向上や対策の強化を図ります。

### 基本方針 2 行政運営機能の強化

#### 戦略3 「新たな日常」の実現

- マイナンバーカードの利活用や押印の見直しなどによる行政手続のデジタル化を促進するとともに、ICTやIoTを活用した次世代型行政サービスを推進し、市民サービス及び利便性の向上を図ります。
- 業務システムのパッケージ化促進や、AI・RPA等を業務へ適用することなどにより、事務事業の効率化を図ります。
- 男女問わず、職員が仕事と生活の調和を図ることができる環境整備を促進し、柔軟な働き方を推進します。

#### 戦略4 戦略的な組織体制の構築

- 高度化・複雑化する市民ニーズや、多様化する行政課題に対応するため、限られた人的資源を最大限活用し、効果的で効率的な組織体制の整備を図ります。
- アウトソーシング推進に関するガイドライン（改訂版）に基づき、市民サービスの維持及び向上に留意し、行政責任の確保を前提とした外部委託を検討します。
- 新たな時代の流れを先取りすることができる職員力の向上及び人材育成を図ります。

#### 戦略5 多様な主体との連携

- 民間活力を積極的に活用するとともに、県や近隣自治体との広域連携の推進や、産官学での連携を強化することで、効率的で質の高いサービスの提供を推進します。

### 基本 方針 3

#### 健全な行財政基盤の確立

#### 戦略6 財政構造の改善

- 財政健全化フレームに沿った財源確保や過度に基金に依存しない合理的根拠に基づく予算の重点化を行うとともに、市債発行額の抑制を図ります。
- 市税等の徴収率の向上や受益者負担の適正化に取り組み、自主財源の確保を図ることで、持続的な成長を目指します。
- 事務事業の「選択と集中」を徹底し、最小の経費で最大の効果を生み出すとともに、特別会計・企業会計の健全化による歳出抑制を目指します。

#### 戦略7 更なる財源確保

- クラウドファンディングやふるさと納税、広告事業の拡大に取り組み、積極的に財源の確保を図ります。

#### 戦略8 経営資源の有効活用

- 未利用財産の積極的な処分と効果的な活用を図るとともに、公共施設の統廃合による保有量の適正化や、計画的な改修・更新による長寿命化を推進します。
- 市立教育・保育施設は、当面の間は、統合、廃園、民間移管（定員枠移管含む）により、施設の集約化を図りつつ機能強化に取り組みながら、将来的には中学校区におおむね1か所の認定こども園に集約します。

## ■ 体系図

基本方針	戦略	取組項目
基本方針1 市民参加の推進	戦略1 市政に参加しやすい環境づくり	1 市政情報の積極的な発信
		2 広聴機能の充実
		3 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用
		4 市民参加の機会拡大
		5 オープンデータの活用推進
	戦略2 活力ある地域社会の実現	6 NPO等との協働の活性化
		7 協働推進のための人材育成
		8 住民主体の防災体制の整備
		9 自主防災体制の充実
基本方針2 行政運営機能の強化	戦略3 「新たな日常」の実現	10 市民サービスの向上
		11 デジタル化の推進
		12 自治体クラウドの導入
		13 ワーク・ライフ・バランスの実現
	戦略4 戦略的な組織体制の構築	14 柔軟な働き方の推進
		15 総合的・機動的な組織の整備
		16 外部委託の推進
		17 危機管理体制の整備
		18 女性職員の活躍推進
		19 職員配置の適正化
		20 職員給料・諸手当の見直し
		21 政策形成力・企画力の向上
		22 人材育成と意識改革
		23 適正な事務処理の推進
戦略5 多様な主体との連携	24 産官学との連携の推進	
	25 広域連携の推進	
基本方針3 健全な行財政基盤の確立	戦略6 財政構造の改善	26 効率的な予算編成の推進
		27 市債の適正な管理
		28 市税の課税対象把握の徹底
		29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進
		30 事務事業の見直し
		31 地域経済の活性化
		32 生活保護の適正実施
		33 特別会計・企業会計の経営の適正化
	戦略7 更なる財源確保	34 多様な財源の確保
		35 広告事業等による財源の確保
	戦略8 経営資源の有効活用	36 ふるさと納税の推進
		37 公有財産の処分・活用
		38 公共施設の最適化
39 学校等の規模の適正化		



## II 実施計画

基本方針及び戦略に基づく実施計画として、計画期間中に具体的にどのように取り組むかを示す「39の具体的な取組項目」を定めます。

### 1 取組項目一覧

#### 【基本方針1】市民参加の推進

戦略 1	市政に参加しやすい環境づくり	
	1	市政情報の積極的な発信
	2	広聴機能の充実
	3	情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用
	4	市民参加の機会拡大
	5	オープンデータの活用推進

戦略 2	活力ある地域社会の実現	
	6	NPO等との協働の活性化
	7	協働推進のための人材育成
	8	住民主体の防災体制の整備
	9	自主防災体制の充実

#### 【基本方針2】行政運営機能の強化

戦略 3	「新たな日常」の実現	
	10	市民サービスの向上
		(1) マイナンバーカードの普及促進
		(2) 行政手続のデジタル化
		(3) 窓口サービスの向上
	11	デジタル化の推進
		(1) 情報化基本計画の推進
		(2) 支所機能の見直し
		(3) ICT活用による教育環境の充実
	12	自治体クラウドの導入
13	ワーク・ライフ・バランスの実現	
14	柔軟な働き方の推進	

戦略 4	戦略的な組織体制の構築	
	15	総合的・機動的な組織の整備
	16	外部委託の推進
	17	危機管理体制の整備
	18	女性職員の活躍推進
	19	職員配置の適正化
	20	職員給料・諸手当の見直し
	21	政策形成力・企画力の向上
	22	人材育成と意識改革
		(1) 文書・法令等事務能力の向上
		(2) 人事配置と人材の確保
		(3) 人材育成の推進
		(4) 職員提案制度の見直し
23	適正な事務処理の推進	
	(1) コンプライアンスの徹底	
	(2) 監査機能の充実	

戦略 5	多様な主体との連携	
	24	産官学との連携の推進
	25	広域連携の推進
		(1) 定住自立圏の連携強化
	(2) DMOの取組の推進	

【基本方針3】健全な行財政基盤の確立

戦略 6	財政構造の改善	
	26	効率的な予算編成の推進
	27	市債の適正な管理
	28	市税の課税対象把握の徹底
	29	市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進
		(1) 市税の徴収率の向上
		(2) 国民健康保険料の収納率の向上
		(3) 介護保険料の収納率の向上
		(4) 保育料の収納率の向上
	(5) 住宅使用料の収納率の向上	
	30	事務事業の見直し
	31	地域経済の活性化
		(1) 経済振興施策の推進
		(2) 観光振興施策の推進
	(3) 農業振興施策の推進	
	32	生活保護の適正実施
	33	特別会計・企業会計の経営の適正化
		(1) 各会計の経営の適正化の推進
		(2) 国民健康保険事業特別会計
		(3) 介護保険事業特別会計
(4) 商業観光施設事業会計		
(5) 食肉センター事業特別会計		
(6) 中央卸売市場事業会計		
(7) 住宅新築資金等貸付事業特別会計		
(8) 水道事業会計		
(9) 公共下水道事業会計		
(10) 旅客自動車運送事業会計		
(11) 市民病院事業会計		
(12) 奨学事業特別会計		

戦略 7	更なる財源確保	
	34	多様な財源の確保
		(1) 国の支援制度や補助金等の活用
		(2) 更新時の公用車の売却
	35	広告事業等による財源の確保
		(1) 広告媒体等の拡大
	36	ふるさと納税の推進
(2) ネーミングライツ制度の推進		



戦略 8	経営資源の有効活用	
	37	公有財産の処分・活用
		(1) 未利用財産の積極的な処分・活用
	38	公共施設の最適化
		(1) 指定管理者制度の導入と運用
		(2) 公共施設等総合管理計画の推進
	39	学校等の規模の適正化
(1) 幼保再編の推進		
	(2) 小中学校の再編の検討	




## 2 取組項目



39の取組項目は、次のとおりです。




### 【基本方針1】市民参加の推進

#### 戦略1 市政に参加しやすい環境づくり



取組項目	1 市政情報の積極的な発信  
取組内容	① 政策決定過程の見える化を推進する。 ② 財政状況の見える化を推進する。 ③ 障害者向けの広報媒体を充実する。 ④ 災害時における効果的な広報を実施する。 ⑤ ICT（情報通信技術）を活用した情報発信を推進する。 ⑥ 広報事業の見直しを行う。
目 標 （目標数値・効果）	① 市政に対する市民の理解を促進する。 ② 財政状況に対する市民の理解を促進する。 ③ 市政情報をより多くの人に分かりやすく伝える。 ④ 災害・緊急情報を迅速に発信する。 ⑤ 時間・場所を問わず、手軽に市政情報が得られるようにする。 ⑥ 徳島市広報のあり方検討会議からの提言やアンケートなどを基に、広報事業の見直しを行い、効果的かつ効率的な広報を行う。

取組項目	2 広聴機能の充実   
取組内容	① 市民ポストや市政へのメールに寄せられた意見と、それに対する本市の対応を公表する「市民の見える化」に取り組む。 ② SNSを活用した広聴業務に取り組む。
目 標 （目標数値・効果）	① 市政への意見とその対応について、ホームページ上に「市民の声」として公表する。 ② 令和3年度までにSNSの活用方法を検討した上で、政策提言などの募集に活用する。

取組項目	3 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用	 
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報公開制度の研修や、「徳島市情報公開条例」「徳島市個人情報保護条例」の運用状況の公表を行う。</li> <li>② 行政情報を取得しやすい制度の構築を図る。</li> <li>③ ウェブサイトへの不正アクセス被害や、情報漏洩を防止するための情報セキュリティの強化を行う。</li> </ul>	
目標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 積極的に行政情報を提供するとともに、個人情報の適正管理を図る。</li> <li>② 市民が必要とする行政情報を容易に利用できるようにする。</li> <li>③ 外部への情報漏洩事故をゼロにする。</li> </ul>	

取組項目	4 市民参加の機会拡大	  
取組内容	市民参加手続※の積極的な周知・啓発を図る。また、市民参加手続の進行管理を行う。	
目標 (目標数値・効果)	市民の幅広い意見を収集し施策へ反映することにより、市政への参加意識を高める。	


※ 市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政に関わるための手続き。  
徳島市市民参加基本条例において、市の基本的な施策を定める計画の策定や市の基本的な制度について定める条例の制定等が必要な場合に、パブリックコメント手続や附属機関への付議等の方法により、市民参加手続を実施することとされている。


取組項目	5 オープンデータの活用推進	 
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オープンデータを充実するため、行政情報の公開に対する職員の意識啓発を図る。</li> <li>② 市民や企業・大学等と協働し、オープンデータの活用を推進する。</li> </ul>	
目標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和6年度までにオープンデータカタログサイトに 200 データセットを掲載する。</li> <li>② 公開データのうち、機械判読可能な形式(レベル3のCSVデータ※)の割合を令和6年度に70%にする。</li> </ul>	


※ オープンデータの公開レベルは機械判読のしやすさでレベル1からレベル5までの5段階にランク付けされている。レベル3は機械判読可能なCSV形式等でのデータ提供をいう。


【基本方針1】市民参加の推進

戦略2 活力ある地域社会の実現

取組項目	<p>6 NPO等との協働の活性化</p> 
取組内容	<p>① NPO等との協働事業を推進する。          ② 新たな地域自治協働システムを構築する。          ③ 市民と行政が連携した施設（道路・排水路等）の適切な維持管理に向け、今後の市民協働のあり方を検討する。</p>
目 標 (目標数値・効果)	<p>① NPO等との協働事業数を令和6年度に112事業にする。          ② 新たな地域自治協働システムを令和6年度までに7地域で構築する。          ③ 新たな市民協働による道路、排水路等の施設管理について、令和7年度以降の実施に向けて検討する。</p>



取組項目	<p>7 協働推進のための人材育成</p> 
取組内容	<p>① 地域活動を推進する人材を発掘・育成する。          ② NPO等の人材を育成する。          ③ NPO等との協働に関する職員研修を実施する。</p>
目 標 (目標数値・効果)	<p>① コミュニティリーダーの資質向上と育成を図る。また、新たな地域自治協働システム構築と併せて、人材を発掘・育成する。          ② NPO等からの相談・助言等に対応し、人材育成を図る。          ③ NPO等との協働に関する職員研修を実施し、意識向上を図る。</p>



取組項目	8 住民主体の防災体制の整備 
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 徳島市津波避難計画に基づく、地域の実情や住民の意見を取り入れた地区別津波避難計画の策定を支援し、人的被害の軽減を図る。</li> <li>② 大規模災害発生時において、地域住民・避難者による避難所運営を行うため、各地区の避難所運営協議会の設立を推進する。</li> <li>③ 避難行動要支援者（以下、要支援者）の個別計画の策定を促進する。</li> </ol>
目 標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区別津波避難計画の策定地区数を令和6年度に19地区にする。</li> <li>② 避難所運営協議会の設立施設数を令和6年度に25施設にする。</li> <li>③ 個別計画を策定した要支援者を令和6年度に2,390人にする。</li> </ol>


取組項目	9 自主防災体制の充実 
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区自主防災連合組織の活動を支援する。</li> <li>② 市民防災指導員を育成・活用する。</li> <li>③ 小学校で消防活動を体験する移動消防署を実施する。</li> </ol>
目 標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区自主防災連合組織結成率100%を目指す。</li> <li>② 市民防災指導員を研修会講師や防災訓練の補助者として、120人の活用を目指す。</li> <li>③ 市内全ての小学校で移動消防署を実施し、次世代の防火・防災リーダーの育成を図る。</li> </ol>







【基本方針2】行政運営機能の強化  
 戦略3 「新たな日常」の実現




取組項目	10 市民サービスの向上 (1) マイナンバーカードの普及促進	 
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① マイナンバーカードの円滑な交付のため、申請支援体制及び交付体制を充実・強化する。</li> <li>② マイナンバーカードの利活用事例の情報収集及び各部局への情報提供の支援を行う。</li> <li>③ マイナンバーカードを市立図書館の利用者カードとして活用できる制度について、利用促進イベントの開催等を通じて周知を行うとともに、図書館利用者の拡大を図る。</li> </ol>	
目標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 国の方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及率向上を図る。</li> <li>② マイナンバーカードの利活用事例の情報提供により、各部局での利活用の推進を図る。</li> <li>③ マイナンバーカードの図書館利用者カードとしての登録者数（累計）を令和6年度に90人にする。</li> </ol>	




取組項目	10 市民サービスの向上 (2) 行政手続のデジタル化	 
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 国のマニュアルを参考に、行政手続における押印の見直しを行う。</li> <li>② 電子申請が可能な行政手続の拡大を検討する。</li> <li>③ 児童手当に関する各種手続き及び児童手当・児童扶養手当における現況届お知らせ通知を実施する。</li> <li>④ 保育所等利用申込の電子申請及びお知らせ通知を実施する。</li> <li>⑤ 予防接種情報等のお知らせ通知を導入する。</li> </ol>	
目標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 行政手続における市民の負担を軽減し、利便性の向上を図る。</li> <li>② オンラインで行うことができる申請手続を拡大することにより、市民サービスの向上及び業務の効率化を図る。</li> <li>③ 児童手当に関する各種手続き及び児童手当・児童扶養手当における現況届お知らせ送信の実施により市民サービスの向上を図る。</li> <li>④ 保育所等利用申込の電子申請の実施や、スマートフォン等へのお知らせ通知により、市民サービスの向上を図る。</li> <li>⑤ 予防接種のお知らせ機能を用いて、市民が予防接種履歴を確認できることにより、接種スケジュールの確認、転居や海外渡航時にも活用できる。</li> </ol>	


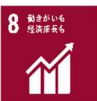
取組項目	10 市民サービスの向上 (3) 窓口サービスの向上	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民目線に立った窓口の設置等を検討する。</li> <li>② さわやか窓口相談室の市民相談窓口を拡充し、相談事業の充実を図る。</li> <li>③ 外国人住民への窓口サービスの充実を検討する。</li> <li>④ 職員のスキルアップの研修や勉強会等を実施する。また、職員の接遇力向上に向けて、さわやかスマイル運動を推進する。</li> </ul>	
目 標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民目線に立った窓口の設置等により、市民サービスの向上を図る。</li> <li>② さわやか窓口相談室の相談事業の内容を充実させる。</li> <li>③ 外国人住民への窓口サービスの向上を図る。</li> <li>④ 職員の接遇力を高めることにより、市民満足度の向上を図る。</li> </ul>	

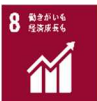

取組項目	11 デジタル化の推進 (1) 情報化基本計画の推進	 
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本市の情報化の基本的な方向性や具体的な施策を示した「徳島市情報化基本計画」を推進する。</li> <li>② 業務システムをオープン系システムへ段階的に移行する。</li> <li>③ AI・RPA等の業務への活用に向けて調査・研究を行い、導入・運用につなげる。</li> </ul>	
目 標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「徳島市情報化基本計画」に基づき、ICTを利活用した業務の効率化と市民の利便性の向上を図る。</li> <li>② 業務システムのオープン系システムへの移行により、市民サービスの向上に努めるとともに、業務の効率化を図る。</li> <li>③ AI・RPA等の業務への適用数を、令和6年度に10業務にする。</li> </ul>	

取組項目	11 デジタル化の推進 (2) 支所機能の見直し	 
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「徳島市支所のあり方検討有識者会議」からの提言を踏まえ、支所のあり方について検討する。</li> <li>② 支所窓口において、本庁舎等と遠隔対応できるリモート窓口を整備する。</li> </ul>	
目 標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 支所機能のあり方について検討し、効果的・効率的な業務体制の整備を図る。</li> <li>② デジタル技術の活用により、市民サービスのレベルを維持した上で、業務体制の見直しを行う。</li> </ul>	


取組項目	1 1 デジタル化の推進 (3) ICT活用による教育環境の充実	  
取組内容	教育現場において、Society5.0 時代に対応した ICT 環境整備を進めるとともに、授業への効果的な活用を図る。	
目 標 (目標数値・効果)	ICT を活用した分かりやすい授業を実現するとともに、子どもたちの個別最適化された学びを保障する。	






取組項目	1 2 自治体クラウドの導入	  
取組内容	自治体クラウドの導入に向けて、検討・準備を行う。	
目 標 (目標数値・効果)	複数の自治体による業務システムの共同利用により、コストの縮減及び業務の標準化を図る。	




取組項目	1 3 ワーク・ライフ・バランスの実現	 
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員が仕事と生活（子育てや介護等）を両立できる職場環境をさらに整備する。</li> <li>② 時間外勤務の縮減に向けた取組を推進する。</li> <li>③ 休暇を取得しやすい職場環境の整備を図る。</li> <li>④ ストレスチェック制度の受検率を向上させ、職員のメンタル不調の予防及び職場環境の改善に活用する。</li> </ol>	
目 標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 男性職員の育児休業取得率を令和 6 年度に 10% 以上にする。 また、職員 1 人当たりの年次休暇の取得日数を令和 6 年度に平均 15 日以上にする。</li> <li>② 職員 1 人当たりの時間外勤務の年間時間数を令和 6 年度に平均 75 時間以内にする。</li> <li>③ 出産・育児に伴う休暇の合計取得日数を令和 6 年度に平均 5 日以上にする。</li> <li>④ ストレスチェック制度の受検率向上により、メンタル不調の発生を予防する。</li> </ol>	




取組項目	14 柔軟な働き方の推進	 
取組内容	① 時差出勤制を試行・導入する。 ② テレワーク実証実験を実施し、テレワークが可能な業務の精査を行うとともに、導入のための環境整備を進める。	
目標 (目標数値・効果)	① 時差出勤制の試行・導入により、効果的な職場環境を整備し、公務能率の一層の向上を図る。 ② テレワークの導入により、新たな生活様式を踏まえた公務職場における働き方改革の推進を図る。	



【基本方針2】行政運営機能の強化  
 戦略4 戦略的な組織体制の構築


取組項目	15 総合的・機動的な組織の整備	
取組内容	① 市民ニーズや本市の施策展開等に対応した組織改編を行う。 ② 多様化する行政課題に対応できる業務体制への見直しを行う。 ③ 有識者等の外部人材の活用を促進する。	
目標 (目標数値・効果)	① 効果的・効率的な組織体制の整備を図る。 ② 行政課題に対応した効果的・効率的な業務体制の整備を図る。 ③ 外部人材の知識や経験を業務に活用し、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。	


取組項目	16 外部委託の推進     
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「アウトソーシング推進に関するガイドライン（改訂版）」の基本指針に基づき、行政責任の確保を前提に、外部委託の進んでいない分野における導入を積極的に検討する。</li> <li>② 一部窓口業務の外部委託について、国及び本市のガイドライン等を基に検討する。</li> <li>③ ごみ収集業務について、現在外部委託しているエリアを継続しつつ、今後、外部委託するエリアを検討する。</li> <li>④ 学校給食調理業務の外部委託を行う。</li> </ol>
目 標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市民サービスの水準の維持及び向上に留意し、経費削減を図る。</li> <li>② 市民サービスの向上と業務の効率化を念頭に置き、一部窓口業務の外部委託を検討する。</li> <li>③ 現在の一部外部委託を円滑に継続しつつ、外部委託を行うエリアを検討する。</li> <li>④ 安全で安心な学校給食の安定した運営を念頭に置き、学校給食調理業務の外部委託を行う。</li> </ol>


取組項目	17 危機管理体制の整備   
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 大規模災害時や危機事象発生時における職員の災害対応能力の強化を図るとともに、受援体制を整備する。</li> <li>② 外国人住民に対する防災意識の啓発を図るとともに、災害時における支援方法を検討する。</li> </ol>
目 標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 大規模災害時や危機事象発生時に迅速な対応が可能な体制を整備し、被害の軽減を図る。また、他自治体からの応援・ボランティアの受入体制等を整備し、災害復旧の迅速化を図る。</li> <li>② 防災意識の啓発及び災害時の迅速かつ的確な支援を実施し、外国人住民の被害軽減を図る。</li> </ol>




取組項目	18 女性職員の活躍推進	  
取組内容	<p>① 「徳島市特定事業主行動計画」に基づく取組を推進する。</p> <p>② 県内大学生・高校生等への職業説明会等の開催や、採用に関するポスター等の作成やSNS等を活用した広報活動を実施する。</p> <p>③ 市民病院院内保育所の利用を促進し、職員の育児休業からの円滑な職場復帰を支援する。</p>	
目標 (目標数値・効果)	<p>① 女性の活躍をさらに推進することにより、女性職員が希望に応じて、個性や能力を十分に発揮できる職場環境を整備する。</p> <p>② 継続的な広報を実施し、消防職員採用試験受験者の女性割合の増加を目指す。</p> <p>③ 職員の円滑な職場復帰に直結しやすい月極保育並びに夜間保育の利用者数を20人にする。</p>	

取組項目	19 職員配置の適正化	 
取組内容	<p>① 専門的知識や経験を持つ人材の採用を行う。</p> <p>② 職員配置の適正化を推進する。</p>	
目標 (目標数値・効果)	<p>① 多様で複雑な行政需要に効果的・効率的に対応できるよう、専門知識・経験を持つ人材(任期付職員・再任用職員等)の配置を行う。</p> <p>② 行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を行う。</p>	

取組項目	20 職員給料・諸手当の見直し	
取組内容	<p>職員の給与水準について、地域の実情に応じ適宜見直しを行う。また、諸手当について適宜見直しを行う。</p>	
目標 (目標数値・効果)	<p>職員給料・諸手当の見直しを行い、一層の適正化を図る。</p>	

取組項目	2 1 政策形成力・企画力の向上	
取組内容	① 職員が政策立案力・企画力を高める支援を行う。 ② 近隣自治体と連携した政策提言を実施する。	
目 標 (目標数値・効果)	① 職員研修等による事業化を活発化させる。 ② 近隣自治体と連携し、共通の課題解決に向けた政策提言力を高めるとともに、提言内容の工夫を図り、国や県に対して粘り強く提言を行う。	

取組項目	2 2 人材育成と意識改革 (1) 文書・法令等事務能力の向上	
取組内容	① 職員の文書・法令事務研修等を充実する。 ② 職員の財務・会計事務研修の充実を検討する。	
目 標 (目標数値・効果)	① 職員の文書・法令事務能力の向上を図る。 ② 職員の財務・会計事務能力の向上を図る。	


取組項目	2 2 人材育成と意識改革 (2) 人事配置と人材の確保	  
取組内容	① 職員の能力や適性等に応じたきめ細やかな人事配置を実現する。 ② 職員採用試験制度の見直しを行う。	
目 標 (目標数値・効果)	① 職員の能力や適性を活かした人事配置、若手や女性職員の積極的な登用等を行い、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる行政運営体制の確立を図る。 ② 職員採用試験制度をより人物重視の試験内容に見直し、多様で優秀な人材を確保する。	

取組項目	22 人材育成と意識改革 (3) 人材育成の推進	
取組内容	職員一人ひとりの能力を活かすことができる職場風土の醸成に取り組む。また、職員力の強化に向け、職場外研修の充実を図るとともに、専門能力の向上に向けた職場研修（OJT）等の活性化を支援する。	
目 標 (目標数値・効果)	人材育成基本方針に基づく取組を推進し、職場の活性化及び職員の意識改革と行動変革を図る。また、研修内容の職務への活用度を高めることで職員の更なる自己研鑽意欲と実践能力の向上を図る。	


取組項目	22 人材育成と意識改革 (4) 職員提案制度の見直し	
取組内容	職員から提案等を募集する職員提案・chideas 運動を実施するとともに、より良い実施方法等について検討する。	
目 標 (目標数値・効果)	職員の改革意識・改善意識をさらに高め、職場を活性化させることにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。	


取組項目	23 適正な事務処理の推進 (1) コンプライアンスの徹底	
取組内容	① コンプライアンスの推進に向けて、関連制度の見直しや適切な運用を行う。 ② 「徳島市職員不祥事防止対策行動計画」を抜本的に見直し、コンプライアンス推進体制を再構築する。	
目 標 (目標数値・効果)	① コンプライアンス体制を強化するとともに、職員が公益通報しやすい体制の整備を図る。 ② 職員の不祥事や不適切な事務処理等を防止し、「より透明性の高い、市民に信頼される市政」を推進する。	




取組項目	23 適正な事務処理の推進 (2) 監査機能の充実	
取組内容	① 各種研修会への参加や国等の状況調査を行う。 ② 定期監査における指摘事項を全庁的に共有するとともに、指摘事項の改善状況についてフォローアップを行う。 ③ 想定されるリスクを基にした内部統制の整備状況及び運用状況について、各部署から情報収集を行う。	
目標 (目標数値・効果)	効果的・効率的な監査を実施し、全ての職員が、適正な事務処理を行うことができるようにする。	

【基本方針2】行政運営機能の強化  
戦略5 多様な主体との連携


取組項目	24 産官学との連携の推進	
取組内容	包括連携等の協定に基づき、大学・民間企業との連携を推進する。	
目標 (目標数値・効果)	包括連携等の協定に基づく取組等の拡大を図る。	


取組項目	25 広域連携の推進 (1) 定住自立圏の連携強化	
取組内容	徳島東部地域定住自立圏域を形成する市町村との連携し、共生ビジョンに基づく事業を実施する。	
目標 (目標数値・効果)	「第3次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」に掲げる事業を推進することにより、長期的には圏域の各市町村の総合戦略における将来人口を維持し、中期的には令和6年の圏域人口を42万人とする。	



取組項目	25 広域連携の推進 (2) DMOの取組の推進	
取組内容	イーストとくしま観光推進機構と連携して本市の魅力を発信するとともに、地域経済の活性化を図る。	
目 標 (目標数値・効果)	観光客入り込み数を令和6年度に210万人にする。 宿泊者数を令和6年度に78万人にする。 訪日外国人旅行者の宿泊者数を令和6年度に7万人にする。	



### 【基本方針3】健全な行財政基盤の確立



#### 戦略6 財政構造の改善



取組項目	26 効率的な予算編成の推進	
取組内容	① 過度に基金に依存せず、歳入の見込の範囲内で、効果的・効率的な歳出予算を編成する。 ② 予算節約インセンティブ制度を導入する。	
目 標 (目標数値・効果)	① 基金の取崩しの抑制又は積立てを図り、標準財政規模の12%以上の基金残高を確保する。 ② インセンティブ制度の導入により、予算の「使い切り」や「囲い込み」を抑制する。	



取組項目	27 市債の適正な管理	
取組内容	後年度に地方交付税で全額措置される臨時財政対策債を除く通常債については、事業の選択と集中により、発行額を極力抑制する。	
目 標 (目標数値・効果)	臨時財政対策債を除く通常債残高（令和元年度末残高：528億円）の縮減を図り、将来の公債費負担を軽減する。	



取組項目	28 市税の課税対象把握の徹底	 
取組内容	各種税務調査や未申告者への申告指導を強化するとともに、電子申告を推進する。	
目標 (目標数値・効果)	課税対象の把握を徹底し、課税の適正性と公平性を確保する。 令和6年度に給与支払報告書の電子申告比率を55%、法人市民税申告書の電子申告比率を80%にする。	


取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (1) 市税の徴収率の向上	 
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 徴収対策の強化と差押財産の積極的な公売を実施する。</li> <li>② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図る。</li> <li>③ 多様な納付方法の導入を検討する。</li> <li>④ 研修等を強化し、職員の課税・徴税技術の向上を図る。</li> <li>⑤ 個人住民税の給与所得に係る特別徴収を推進する。</li> <li>⑥ 収納対策の進行管理を行う徳島市市税等収納対策本部を定期的 に開催する。</li> </ul>	
目標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 徴収率を現年度分・滞納繰越分合計で令和6年度に98.0%にする。</li> <li>② 関係課との情報共有により、効率的な納税者調査を実施する。</li> <li>③ キャッシュレス納税比率を令和6年度に38.2%にする</li> <li>④ 職員の課税・徴税技術の向上と人材育成の強化を図る。</li> <li>⑤ 給与所得者の特別徴収比率を令和6年度に90.0%にする。</li> <li>⑥ 収納・徴収率等の定期的な報告を通じて、目標を確実に達成する。</li> </ul>	



取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (2) 国民健康保険料の収納率の向上	 
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。</li> <li>② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。</li> </ul>	
目標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和6年度に現年度収納率を91.3%、滞納繰越分収納率を31.7%にする。</li> <li>② 情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。</li> </ul>	



取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (3) 介護保険料の収納率の向上	 
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。	
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に現年度分収納率を 98.7%、滞納繰越分収納率を 8.1%にする。 ② 情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。	




取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (4) 保育料の収納率の向上	 
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 口座振替の利用促進を強化する。	
目標 (目標数値・効果)	① 収納率を向上させる。 ② 口座振替利用率を向上させる。	



取組項目	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 (5) 住宅使用料の収納率の向上	 
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。	
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に現年度収納率を 94%、滞納繰越分収納率 14%にする。 ② 情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。	


取組項目	30 事務事業の見直し 
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合計画の適切な進行管理を行う。</li> <li>② 総合計画の進捗状況等について外部評価を行う。</li> <li>③ 市民満足度調査を実施する。</li> <li>④ 行政評価制度を導入し、評価結果を予算に反映させる。</li> </ul>
目標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施策・事業の見直しに取り組み、総合計画の実効性向上を図る。</li> <li>② 有識者等による視点を踏まえ、総合計画の効果的な見直しにつなげる。</li> <li>③ 市民の実感等を把握して、市政運営に活かす。</li> <li>④ 予算編成から決算までのPDCAサイクルを実効性のあるものとして確立するとともに、受益者負担の適正化により、財源確保を図る。</li> </ul>



取組項目	31 地域経済の活性化 (1) 経済振興施策の推進  
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業誘致・雇用拡大等推進事業を実施する。</li> <li>② 中小企業販路拡大支援事業を実施する。</li> <li>③ 創業促進事業を実施する。</li> </ul>
目標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和3年度～令和6年度の期間で、企業誘致件数12件、雇用奨励金適用人数120人を目指す。</li> <li>② 令和3年度～令和6年度の期間で、アンケートにより、販路拡大に効果があったと回答した事業者割合を90%以上にする。</li> <li>③ 令和3年度～令和6年度の期間で、創業支援を受けた者のうちの創業者数260人を目指す。</li> </ul>



取組項目	31 地域経済の活性化 (2) 観光振興施策の推進  
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本市の魅力や観光資源を積極的に情報発信する。</li> <li>② 情報発信のための拠点施設を整備する。</li> </ul>
目標 (目標数値・効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光客入り込み数を令和6年度に210万人にする。[再掲]</li> <li>② 徳島駅前観光案内所の利用者数を令和6年度に2.2万人にする。</li> </ul>




取組項目	3 1 地域経済の活性化 (3) 農業振興施策の推進	  
取組内容	<p>① 首都圏等の大規模市場での農林水産物の価値や魅力を積極的に発信する。</p> <p>② 徳島東部地域定住自立圏域 12 市町村の安全・安心な食材のPRと地産地消を推進する。</p> <p>③ 新規就農者に対し、就農直後の経営安定に必要な財政的支援を行う。</p> <p>④ 市独自の農地台帳システムから全国一元的な農地情報公開システムに完全移行する。</p>	
目 標 (目標数値・効果)	<p>① 首都圏等で開催の大型商談会における本市事業者の販路開拓件数(商談成立数)を令和6年度 35 件にする。</p> <p>② とくしま I P P I N店の認定店舗数を令和6年度に 200 店舗にする。</p> <p>③ 農業次世代人材投資資金交付者数(累計)を令和6年度に 132 人にする。</p> <p>④ 農地情報公開システムでの情報開示を進め、農地利用の最適化に向けた活用を図る。</p>	



取組項目	3 2 生活保護の適正実施	 
取組内容	<p>① 診療報酬明細書の点検強化及び適正受診等の健康管理に係る指導により、医療扶助の適正化を推進する。</p> <p>② 就労支援員とケースワーカーの協働、ハローワーク等関係機関との連携により、主に稼働年齢層の被保護者に対する就労支援を行う。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援事業制度の周知・普及に努めるとともに、支援事業の利用による生活困窮者の自立支援を行う。</p>	
目 標 (目標数値・効果)	<p>① 被保護者への適正受診等の指導を令和6年度までに年間 125 件程度実施する。</p> <p>② 就労指導による保護廃止率を令和6年度に 9.5%にする。</p> <p>③ 生活困窮者自立相談支援を令和6年度までに年間 285 件程度実施する。</p>	




取組項目	3 3 特別会計・企業会計の経営の適正化 (1) 各会計の経営の適正化の推進	
取組内容	過度に一般会計からの繰出しに依存しない経営への改善を推進する。	
目 標 (目標数値・効果)	各会計における収益確保策・費用節減策の一層の推進を図り、一般会計からの基準外繰出金を抑制する。	


取組項目	3 3 特別会計・企業会計の経営の適正化 (2) 国民健康保険事業特別会計	 
取組内容	① 現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。 ② 特定健康診査未受診者への勧奨通知の見直しや、特定健康診査とがん検診を受診し、健康づくりの取組を行っている者にインセンティブを付与し、特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、重複・多剤服薬者に対し服薬情報を通知し、適正な服薬を推進することで健康の保持と医療費の抑制を図る。	
目 標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に現年度収納率を 91.3%、滞納繰越分収納率を 31.7%にする。[再掲] ② 特定健康診査受診率を令和6年度に 60%にする。	

取組項目	3 3 特別会計・企業会計の経営の適正化 (3) 介護保険事業特別会計	 
取組内容	① 現年度分及び滞納繰越分の収納強化を図る。 ② 計画的・効果的なケアプラン点検や実地指導を実施することで、介護給付の適正化を図る。	
目 標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に、現年度収納率を 98.7%、滞納繰越分収納率を 8.1%にする。[再掲] ② ケアプラン点検件数を令和6年度に 160 件にする。また、事業所への実地指導を、毎年度 16.6%以上実施する。	



取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (4) 商業観光施設事業会計	  
取組内容	指定管理者制度を見直し、不良債務額の削減を図る。	
目標 (目標数値・効果)	指定管理者からの納付金により、安定した資金運用を図る。	



取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (5) 食肉センター事業特別会計	 
取組内容	指定管理者と連携し、効果的・効率的な運営を図る。	
目標 (目標数値・効果)	管理経費等の適正化により、経営基盤の強化を図る。	


取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (6) 中央卸売市場事業会計	  
取組内容	① 経営の健全化を推進する。 ② 市場活性化に向けた取組を実施する。	
目標 (目標数値・効果)	① 計画年度内における経常収支比率の向上を目指す。 ② 市場活性化事業を実施し、市場の持つ大切な役割や生鮮食料品に関する市民の知識や認知度の向上を図る。	


取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (7) 住宅新築資金等貸付事業特別会計	
取組内容	滞納分の催告等を実施し、収納率の向上を図る。	
目標 (目標数値・効果)	令和4年度までに一般会計繰出金をゼロにする。	






取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (8) 水道事業会計	 6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを
取組内容	① 「徳島市水道ビジョン 2019」及び中期行動計画の進捗管理及び見直しを行う。 ② 第十浄水場自家用太陽光発電設備設置による動力費の削減及び省エネ設備の導入を検討する。	
目標 (目標数値・効果)	① 経営基盤の強化を図り、将来世代に健全な水道を継承する。 ② CO2排出量の削減を目的とした補助事業等を活用し、第十浄水場の商用電力量を削減する。	

取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (9) 公共下水道事業会計	 6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを
取組内容	① 使用料等の収入確保対策を実施する。 ② 「徳島市公共下水道事業経営戦略」の進捗管理を行うとともに、3年毎の総点検で、環境・社会情勢の変化等を反映した見直しを行う。	
目標 (目標数値・効果)	① 下水道の普及率の向上対策等により、収入確保を図り、実質収支の黒字を確保する。 ② 経営戦略の進捗管理を行い、経営基盤の強化や効率的な事業経営を図る。	



取組項目	33 特別会計・企業会計の経営の適正化 (10) 旅客自動車運送事業会計	 11 住み続けられるまちづくりを
取組内容	退職不補充を前提とした市長部局への路線移行を進めるとともに、積極的な新規乗客確保対策の実施や利用者サービスの向上などに取り組み、収益の確保と費用の節減を推進し、収支の改善に努めることで、一般会計からの経営安定化補助金(基準外繰出)を抑制する。	
目標 (目標数値・効果)	交通局運行路線にかかる徳島駅前発着便(平日)について、令和6年度までに100便以上を目標に市長部局へ移行する。また、コロナ禍による料金収入の大幅な減少による影響の軽減を図るため、様々なサービス向上策や新規乗客確保対策を実施し、収益の確保・回復に努め、費用節減の取組とあわせることで、経営安定化補助金(基準外繰出)を抑制する。	


取組項目	3 3 特別会計・企業会計の経営の適正化 (1) 市民病院事業会計	
取組内容	<p>令和3年度～令和4年度を計画期間とした、新経営強化プランを策定し、より良質で安全な医療提供と更なる経営健全化に取り組む。令和5年度以降については、今後、国から示されるガイドラインに基づき、新経営強化プランを改正、又は新たに策定する。</p>	
目 標 (目標数値・効果)	<p>医療の質向上による収益の増加と効果的かつ効率的な経費の削減により、経常収支の黒字を確保するとともに、一般会計からの操出金の抑制に努める。</p>	



取組項目	3 3 特別会計・企業会計の経営の適正化 (12) 奨学事業特別会計	  
取組内容	<p>適切な債権管理に向けて、奨学金債権の管理に係る事務処理要綱を策定するとともに、滞納者等に対して、返還計画の提案や相談など柔軟な対応を行う。</p>	
目 標 (目標数値・効果)	<p>収入率の向上及び収入未済金の縮減を図る。</p>	



【基本方針3】健全な行財政基盤の確立



戦略7 更なる財源確保



取組項目	34 多様な財源の確保 (1) 国の支援制度や補助金等の活用	 
取組内容	<p>① 地域再生制度について、計画額のとおり交付金が交付されるよう計画をブラッシュアップするとともに、地域づくりに関する支援制度の更なる活用に向けて関係部局に情報提供を行う等、連携を深める。</p> <p>② 国の支援制度や補助金等の活用について、国及び県の予算動向の情報収集に努めるとともに、本市の要望が国や県の目に留まるよう、要望内容の工夫を図り、粘り強く要望を行う。</p>	
目標 (目標数値・効果)	<p>① 特区や地域再生等の各種支援措置（地方創生関係交付金等）を活用し、事業を効果的に推進する。</p> <p>② 国及び県に対し、重要事項に関する財政支援等の要望を行うことで、財源確保につなげる。</p>	

取組項目	34 多様な財源の確保 (2) 更新時の公用車の売却	
取組内容	官公庁オークションにより、公用車の売却を行う。	
目標 (目標数値・効果)	公用車の売却により、財源確保につなげる。	

取組項目	34 多様な財源の確保 (3) クラウドファンディングの推進	 
取組内容	各部局に情報提供を行い、クラウドファンディングの利用促進を図るとともに、他都市の実施状況等について調査・研究を行う。	
目標 (目標数値・効果)	より効果的にクラウドファンディングを実施することにより、財源確保につなげる。	



取組項目	35 広告事業等による財源の確保 (1) 広告媒体等の拡大	 
取組内容	① 広告媒体拡大を推進する。 ② 職員用パソコンへの広告の掲載を行う。	
目標 (目標数値・効果)	① 広告媒体の拡大により、広告料収入を令和6年度に12,000千円にする。 ② 職員用パソコンへの広告掲載により、財源確保を図る。	




取組項目	35 広告事業等による財源の確保 (2) ネーミングライツ制度の推進	 
取組内容	① 未導入のスポーツ施設（スポーツセンター・庭球場等）にネーミングライツ制度を導入する。 ② その他の未導入の施設にネーミングライツ制度を導入する。	
目標 (目標数値・効果)	① 未導入のスポーツ施設（スポーツセンター・庭球場等）にネーミングライツ制度を導入し、財源の確保を図る。 ② その他施設にネーミングライツ制度を導入し、財源の確保を図る。	



取組項目	36 ふるさと納税の推進	 
取組内容	① 本市ならではの返礼品を一層充実させるなど、本市の魅力発信につなげ、ふるさと納税（企業版ふるさと納税を含む）による寄附金額を増加させる。 ② 徳島市ふるさとサポーター連の連員の加入を促進することで、新規寄附者やリピーターの増加を図る。 ③ クラウドファンディングに適した協働事業の提案募集を行い、ふるさと納税制度を活用した協働事業を実施する。	
目標 (目標数値・効果)	① 令和6年度に寄附件数を25,000件、寄附額を5億円にする。 ② 徳島市ふるさとサポーター連の連員数を増加させる。 ③ ふるさと納税制度を活用した協働事業を推進する。	





【基本方針3】健全な行財政基盤の確立



戦略8 経営資源の有効活用




取組項目	37 公有財産の処分・活用 (1) 未利用財産の積極的な処分・活用	 
取組内容	<p>① 未利用財産（用途廃止された法定外公共物を含む）の積極的な処分と効果的な活用を図る。</p> <p>② 未利用財産の情報提供を充実する。</p> <p>③ 財産管理と固定資産台帳の連携の仕組みを構築する。</p>	
目 標 (目標数値・効果)	<p>① 国・県・市の3者による協議会や徳島市公有財産活用推進会議での協議により、未利用財産の早期処分や効果的な活用につなげる。</p> <p>② 未利用財産情報の本市ホームページへの掲載や民間不動産関係団体等との連携を行うことで、処分の促進につなげる。</p> <p>③ 情報連携により、財産管理の効率化を図る。</p>	



取組項目	37 公有財産の処分・活用 (2) 学童保育クラブ等への余裕教室の積極的な活用	  
取組内容	<p>学童保育クラブ等を新たに開設する場合や、既設の学童施設が老朽化等により建替え・移転等が必要な場合において、学校運営に支障のない範囲で、小学校の余裕教室の活用を積極的に検討する。</p>	
目 標 (目標数値・効果)	<p>今後の学童保育クラブ利用希望者数の推移を注視しながら、小学校の余裕教室の活用を最優先の施設整備方法と捉え、待機児童数及び定員超過について改善に努める。</p>	

取組項目	38 公共施設の最適化 (1) 指定管理者制度の導入と運用	 
取組内容	<p>指定管理者制度が未導入の公共施設について、導入の可能性や運用方法の検討を行い、導入促進を図る。また、指定管理者制度運用ガイドラインについても、災害対応等におけるリスク分担に関する事など、必要に応じて見直しを行う。</p>	
目 標 (目標数値・効果)	<p>指定管理者制度の導入により、市民サービスの向上と経費削減を図る。また、指定管理者制度運用ガイドラインの適宜見直しにより、安定かつ持続的な管理運営の実施及び制度の適切な運用を図る。</p>	

取組項目	38 公共施設の最適化 (2) 公共施設等総合管理計画の推進	   
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「徳島市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画に基づき、公共施設の最適化及び長寿命化を推進する。</li> <li>② 国の下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、下水道ストックマネジメント計画を推進する。</li> <li>③ 「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう長寿命化修繕工事や定期点検を実施するとともに、計画の見直しを行う。</li> <li>④ 「徳島市学校施設の長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修工事等を実施する。</li> <li>⑤ 「徳島市水道ビジョン 2019」に基づき、経年管の更新等を行い、計画的に管路の耐震化を進める。</li> </ol>	
目 標 (目標数値・効果)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 徳島市公有財産活用推進会議において進捗管理を行い、計画において示した施設の目標等の進捗状況を明確にする。</li> <li>② 下水道施設の計画的な改築・更新を実施し、財政負担の平準化を図る。</li> <li>③ 対症療法型から予防保全型の施設管理を行うことにより、財政負担の低減や平準化を図り、道路の通行性・安全性を確保する。</li> <li>④ 建替えを中心とした従来型から、長寿命化を主体としたものに転換し、財政負担の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保する。</li> <li>⑤ ダウンサイジングや長寿命化によるライフサイクルコストの低減、コスト削減等を考慮し、施設の効率的な更新を行う。</li> </ol>	

取組項目	38 公共施設の最適化 (3) 体育施設のあり方の検討	 
取組内容	「スポーツ施設個別施設計画」に基づき、体育施設のあり方を検討する。	
目標 (目標数値・効果)	「スポーツ施設個別施設計画」に基づき、施設の改修・集約化・複合化等の最適化を検討する。	

取組項目	39 学校等の規模の適正化 (1) 幼保再編の推進	  
取組内容	「新たな市立教育・保育施設の再編計画」に基づき、将来的に市立教育・保育施設は、中学校区におおむね1か所の認定こども園に集約していく。 なお、当面の間は、統合、廃園、民間移管（定員枠移管を含む）により、施設の集約を図る。	
目標 (目標数値・効果)	令和2年度から令和6年度においては、5中学校区（城東・富田・八万・国府・不動）において、市立保育所等の市立認定こども園への再編及び私立認定こども園への定員枠移管に取り組む。 将来的には、中学校区におおむね1か所の認定こども園に集約していく。	

取組項目	39 学校等の規模の適正化 (2) 小中学校の再編の検討	 
取組内容	① 学識経験者、行政関係者等からなる「(仮称)小中学校のあり方検討委員会」を設置する。 ② 今後の児童推計を踏まえ、小中学校の適正規模や「パッケージスクール」等の小中一貫教育を含めた小規模校対策の可能性について、施設を含む現状の課題を把握・検証し、検討を行う。	
目標 (目標数値・効果)	小中学校の適切な学級規模の確保を図り、教育効果を高めるとともに、特色ある教育課程、小中一貫及び連携した教育などにより、小規模化する可能性のある学校への学びの質を確保する。	